

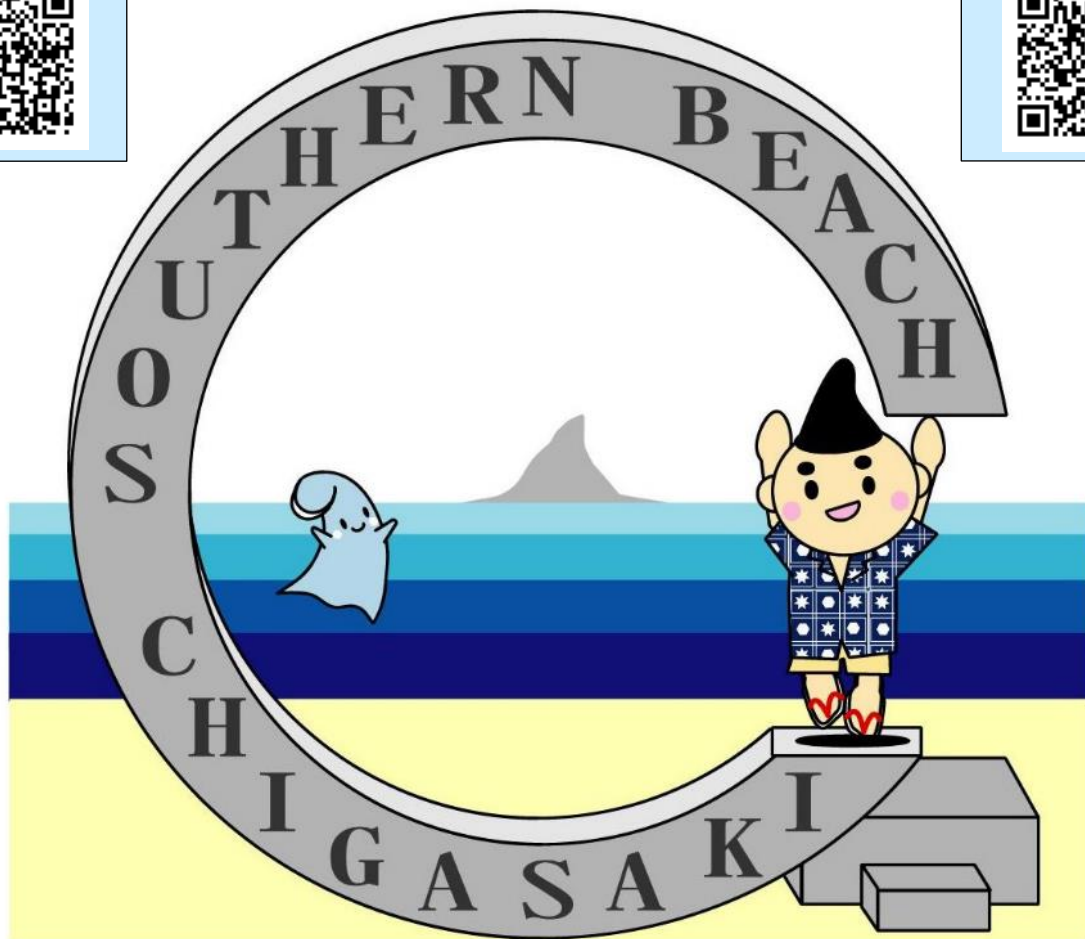
[令和6年9月11日発行] 令和7年4月1日修正版

保育所等のしおり

保育所等のしおりの
最新版はこちらからご確
認ください。



整備予定の認可保育所等
の最新情報はこちらから
ご確認ください。



◎ 令和6年度・令和7年度認可保育所等入所申請受付期間 ◎

利用希望開始月	申請開始日	申請締切日	利用希望開始月	申請開始日	申請締切日
令和6年11月	令和6年9月11日(水)	令和6年10月10日(木)	令和7年7月	令和7年5月12日(月)	令和7年6月10日(火)
令和6年12月※	令和6年10月11日(金)	令和6年11月8日(金)	令和7年8月	令和7年6月11日(水)	令和7年7月10日(木)
令和7年1月※	令和6年11月11日(月)	令和6年12月10日(火)	令和7年9月	令和7年7月11日(金)	令和7年8月8日(金)
令和7年2月1次※	令和6年10月11日(金)	令和6年11月8日(金)	令和7年10月	令和7年8月12日(火)	令和7年9月10日(水)
令和7年2月2次	令和6年11月11日(月)	令和7年1月10日(金)	令和7年11月	令和7年9月11日(木)	令和7年10月10日(金)
令和7年3月1次※	令和6年10月11日(金)	令和6年11月8日(金)	令和7年12月	令和7年12月以降の日程は、令和7年9月以降 に発行の保育所等のしおりでご確認ください。	
令和7年3月2次	令和6年11月11日(月)	令和7年2月10日(月)	令和8年1月		
令和7年4月1次※	令和6年10月11日(金)	令和6年11月8日(金)	令和8年2月1次		
令和7年4月2次	令和6年11月11日(月)	令和7年2月10日(月)	令和8年2月2次		
令和7年5月	令和7年2月12日(水)	令和7年4月10日(木)	令和8年3月1次		
令和7年6月	令和7年4月11日(金)	令和7年5月9日(金)	令和8年3月2次		

※12月、1月、2月1次、3月1次と4月1次の入所希望は同時申請可能です。

茅ヶ崎市 こども育成部 保育課

◆整備予定の認可保育所等

施設の所在地・連絡先等の詳細は P.7～14 へ



整備予定の認可保育所等

(1) 令和 7 年 4 月から新たに開園した施設

小規模保育事業（5 施設）が開園しました。（連携園については P.4※連携園を参照）

施設名（申請書用園番号）	所在地	受入月齢	定員	開所時間 (延長含む)	連携園
ゆめの木ほいくえん (園番号：4206621)	東海岸南 5-4-22	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	12 人	7 時～19 時	湘南アイルド茅ヶ崎(2 名) 松が丘保育園(1 名) 湘南幼児学園(3 名) ※幼稚園部分
Thank you キッズ分園舎 (園番号：4206620)	松林 1-16-33-3 こどもたちのみらい館	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	15 人	7 時～19 時	Thank you (企業主導型)
hareirokids 松が丘保育園 (園番号：4206618)	松が丘 2-13-5 アマポーラ湘南 1 階	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	19 人	7 時～19 時	設定なし
hareirokids 松浪保育園 (園番号：4206619)	松浪 1-5-1	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	12 人	7 時～19 時	設定なし
キッズプレイス辻堂 (園番号：4206622)	赤松町 13-23 江ノ湘南辻堂ゲートハウス 1 階	1 歳児クラス～ 2 歳児クラス	12 人	7 時～19 時	設定なし

(2) 令和 7 年 4 月に小規模保育事業から「保育所（5 歳児クラスまで）」に移行した施設

■ ミラツ湘南茅ヶ崎保育園（園番号：1206570）

	施設名	受入月齢	定員	3 歳児クラス以降
令和 7 年 3 月まで	MIRATZ 湘南茅ヶ崎保育園	57 日目から 2 歳児クラスまで	19 人	湘南アイルド茅ヶ崎保育園の 3 歳児クラスに連携入所
令和 7 年 4 月から	ミラツ湘南茅ヶ崎保育園	57 日目から 5 歳児クラスまで	60 人	ミラツ湘南茅ヶ崎保育園の 3 歳児クラスに進級

■ ぼとふ茅ヶ崎保育園（園番号：1206571）

	施設名	受入月齢	定員	3 歳児クラス以降
令和 7 年 3 月まで	ぼとふ茅ヶ崎	57 日目から 2 歳児クラスまで	19 人	卒園児の連携先なし ※新規申請 + 8 点加点対象
令和 7 年 4 月から	ぼとふ茅ヶ崎保育園	57 日目から 5 歳児クラスまで	60 人	ぼとふ茅ヶ崎の 3 歳児クラスに進級

■ 朝日ルート 1 保育園（園番号：1206572）

	施設名	受入月齢	定員	3 歳児クラス以降
令和 7 年 3 月まで	朝日ルート 1 保育園	1 歳児クラスから 2 歳児クラスまで	19 人	卒園児の連携先なし ※新規申請 + 8 点加点対象
令和 7 年 4 月から		1 歳児クラスから 5 歳児クラスまで	60 人	朝日ルート 1 保育園の 3 歳児クラスに進級

(3) 令和 7 年 4 月に保育所から「保育所型 認定こども園」に移行した施設

移行後の施設名（申請書用園番号）	区分	受入月齢	定員
レイモンド湘南こども園 (園番号：3206566)	保育所部分（2・3 号）	6 か月から 5 歳児クラスまで	60 人
	幼稚園部分（1 号）	3 歳児クラスから 5 歳児クラスまで	15 人
まなびの森茅ヶ崎もりのこども園 (園番号：3206567)	保育所部分（2・3 号）	57 日目から 5 歳児クラスまで	90 人
	幼稚園部分（1 号）	3 歳児クラスから 5 歳児クラスまで	15 人
まなびの森こども園茅ヶ崎 (園番号：3206568)	保育所部分（2・3 号）	57 日目から 5 歳児クラスまで	90 人
	幼稚園部分（1 号）	3 歳児クラスから 5 歳児クラスまで	15 人
まなびの森辻堂もりのこども園 (園番号：3206569)	保育所部分（2・3 号）	6 か月から 5 歳児クラスまで	59 人
	幼稚園部分（1 号）	3 歳児クラスから 5 歳児クラスまで	15 人

◆連携園の変更

連携園については P.4 へ、施設の所在地・連絡先等の詳細は P.7～14 へ

施設名	入所の時点	連携先
かもめ保育園 (園番号：4206573)	令和 6 年 9 月までに入所した児童	ピノキオ茅ヶ崎に優先して連携入所 ※浜須賀保育園への連携入所も希望可能
	令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までの入所児童 ※右記(1)(2)から選択可能	(1) 3 歳児クラス新規申請 + 8 点加点対象 保育所等のしおり発行時点（令和 6 年 9 月 11 日）で「連携なし」としていたため (2) ピノキオ茅ヶ崎（5 名）か浜須賀保育園（3 名）に連携入所
	令和 7 年 10 月以降入所児童（予定）	ピノキオ茅ヶ崎（5 名）か浜須賀保育園（3 名）に連携入所

もくじ

認可保育所等の入所申請の前に

- 1 認可保育所等を利用するための「教育・保育給付認定」・・・1
 - (1) 認可保育所等を利用するには・・・1
 - (2) 施設を利用するための「教育・保育給付認定」の区分・・・1
 - (3) 保育の必要性・・・1
 - (4) 認可保育所等を利用できる時間・・・2

保育所等施設情報

- 2 保育所等の種類・・・3
 - (1) 認可保育所等とは・・・3
 - (2) 認可外保育施設とは・・・4
- 3 保育所等マップ・・・5
- 4 認可保育所等
(保育所・認定こども園・地域型保育事業)・・・7
 - (1) 西部エリア・・・7
 - (2) 南部エリア・・・7
 - (3) 北部エリア・・・8
 - (4) 駅前エリア・・・9
 - (5) 東部エリア・・・10
- 5 認可外保育施設（企業主導型を含む）・・・11
- 6 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・・・12

認可保育所等の申請方法

- 7 認可保育所等の入所申請手続き・・・15
 - (1) 認可保育所等利用の手続き～入所までの流れ～・・・15
 - (2) 認可保育所等入所申請の種類・・・15
 - (3) 認可保育所等入所申請スケジュール・・・16
 - (4) 認可保育所等の入所申請に必要な書類・・・17
 - (5) 市外認可保育所等への申請と市外の方からの申請・・・19
 - (6) 申請書の有効期限・・・20
 - (7) 保育所入所待機通知書が発行できる時期・・・20
- 8 認可保育所等入所利用調整・・・21
- 9 申請後・入所決定後（内定）の注意点・・・25
 - (1) 申請後の注意事項・・・25
 - (2) 入所決定後（内定）から入所までの間の注意事項・・・25
 - (3) 内定後に辞退し、再度入所申請をしたい場合・・・25

認可保育所等の申請等のご相談

- 10 見学・保育所等入所申請の相談・・・26
 - (1) 保育所等の申請方法などについて聞きたい・・・26
 - (2) 保育所等の見学・・・26
 - (3) 保育コンシェルジュに相談したい・・・26
 - (4) よくあるご質問（Q&A）、
認可保育所等の待機・空き・入所の状況・・・26
 - (5) 医療的ケアが必要なお子さんの申請・・・26

認可保育所等の保育料（利用者負担額）・副食費

- 11 認可保育所等の保育料・副食費・・・27
 - (1) 利用する施設ごとの利用料（保育料）無償化・・・27
 - (2) 0歳児クラスから2歳児クラスの認可保育所等の
保育料（利用者負担額）基準額表・・・28
 - (3) 保育料の算定方法・・・29
 - (4) 市民税所得割額の確認方法・・・30
 - (5) 仮算定・・・30
 - (6) 保育料の滞納・・・30
 - (7) 保育料の変更等・・・31
 - (8) 副食費の免除・・・31
 - (9) 保育料・副食費の注意点・・・31

幼稚園・認可外施設などを利用するための手続き

- 12 子育てのための施設等利用給付認定・・・32
- 13 認可外保育施設利用者助成制度・・・33

その他の保育サービス

- 14 休日等保育・・・34
- 15 病後児保育・・・35
- 16 一時預かり事業・・・36

認可保育所等に入所する・している方へ

- 17 認可保育所等に在園中のルール・・・37
- 18 在園中に下の子が生まれることになったとき・・・38
- 19 認可保育所等の適正利用にご協力ください・・・39



1 認可保育所等を利用するための「教育・保育給付認定」

(1) 認可保育所等を利用するには

認可保育所等は、保護者が就労などにより「児童を自宅で保育できない場合」に、保護者に代わって児童の保育を行う「児童福祉施設」です。保護者のいずれもが、「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、児童の保育をすることができないと認められた場合に限り、認可保育所等を利用することができます。

(2) 施設を利用するための「教育・保育給付認定」の区分

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法を『子ども・子育て支援新制度』といい、この制度に基づき、保育所等の利用にあたっては、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は、「保育の必要性」の有無と児童の年齢によって下記の 3 つの区分に認定されます。

認定区分	保育所等の種類 (P.5～14)	児童の年齢	保育の必要性の有無
1 号	■ 幼稚園※ ■ 認定こども園（幼稚園部分）※	満 3 歳以上 (2 号認定を除く)	保育の必要性は不要
2 号	■ 保育所 ■ 認定こども園（保育所部分）	満 3 歳以上	保護者の就労や疾病等の理由で保育の必要がある
3 号	■ 保育所 ■ 認定こども園（保育所部分） ■ 地域型保育事業	満 3 歳未満	

※子育てのための施設等利用給付認定（幼稚園のうち私学助成幼稚園の教育時間、幼稚園・認定こども園で実施する預かり保育等）に関する区分は、P.32 をご覧ください。

(3) 保育の必要性

教育・保育給付認定を受けるには、保護者が**保育を必要とする事由**のいずれかに該当している必要があります。

	利用可能期間	就労している期間
	就労形態、勤務場所に関わらず、月 6 4 時間以上の就労をしている場合 ■ 育児休業中の方・・・入所した翌月 1 0 日までに復職できる場合 ■ 求職活動中の方・・・入所してから 6 0 日以内に就労を開始する場合 ※上記の条件を満たせない場合は、原則、「認定取消」・「退園」になります	
ア 就労 ※育児休業・ 求職活動を含む	利用可能期間	出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合は 1 4 週間）前の日を含む月の初日から、出産日の 8 週間後の翌日を含む月の末日まで
	産前産後期間のみ認可保育所等の利用を希望する場合 ※切迫早産等により産前期間より前に保育の必要性が生じた場合は診断書の提出が必要	
イ 妊娠・出産	利用可能期間	療養を必要としなくなった月の末日まで
	保護者に疾病や障がいがあり、保育困難な場合 ※有効期限内の障害者手帳等や医師からの診断書の提出が必要	
ウ 保護者の 疾病・障がい		

エ 介護・看護	利用可能期間	介護・看護等を必要としなくなった月の末日まで
	■同居している親族の介護、看護等が必要である場合（別居の場合は保育課へご相談ください） ■きょうだいの小児慢性疾患・障がい等に伴う看護が必要である場合 ※長期入院・入所している場合も含む	
オ 災害復旧	利用可能期間	災害復旧が完了した日まで
	保護者が災害復旧にあたる場合	
カ 就学・職業訓練の受講	利用可能期間	通学期間中
	■学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合 ■職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合	
キ 虐待・DV	利用可能期間	保育が必要と認められる期間
	虐待やDVで家庭保育ができない場合	
ク その他	上記に類する状態として市長が認める場合	

（４）認可保育所等を利用できる時間

利用時間は「標準時間認定」と「短時間認定」に区分されます。保育を必要とする事由や保護者の就労状況等を認定基準に照らし合わせて区分を決定します。そのため、保護者の希望と異なる場合があります。

原則、認定された通常保育時間のうち「保育が必要な時間」に認可保育所等を利用していただきます。それ以外の時間での利用はお控えいただき、適正利用にご協力ください。

【標準時間認定】 月120時間以上の就労等をしている方

7時

18時以降

通常保育時間（最長 11 時間）	
※認定された保育の必要性に合わせて必要な時間のみ利用	
標準時間認定の保育料	
※延長保育	
延長保育料	

- 湘南やまゆり幼稚園・湘南やまゆり第二幼稚園・湘南マドカ幼稚園の通常保育時間は7時30分から18時30分までです。延長保育はありません。
- 朝日ルート1保育園の通常保育時間は7時30分から18時30分までです。

【短時間認定】 月64時間以上、120時間未満の就労等をしている方

7時

8時30分

16時30分以降

通常保育時間（最長 8 時間）		
※認定された保育の必要性に合わせて必要な時間のみ利用		
短時間認定の保育料		
※延長保育	※延長保育	
延長保育料	延長保育料	

- 求職活動及び開業（起業）準備中の場合は短時間認定となります。
- 月120時間未満の就労の場合でも、送迎時間等により標準時間認定となる場合があります。
- 家庭的保育事業は、8時30分から17時までのうち8時間（短時間認定）となります。

※延長保育

認定された時間を超えて保育が必要な場合に利用することができます。利用した場合は、保育料とは別に延長保育料と間食（おやつ）代、夕食代等をご負担いただく場合があります。延長保育の時間や料金は施設によって異なりますので、事前に各施設にご確認ください。

2 保育所等の種類

(1) 認可保育所等とは (P.7~10)

認可保育所等は国が定めた基準を満たし、各都道府県や各市区町村から認可されている保育施設です。

利用にあたっては教育・保育給付認定 (P.1~2) が必要で、入所の可否は市区町村の選考・基準により決定します。

保 育 所

国が定めた基準を満たし、各都道府県から認可された施設です。保育が必要な児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的としています。対象年齢は0歳児クラスから5歳児クラスまでで、定員は20名以上です。

地域型保育事業

国が定めた基準を満たし、市区町村から認可されている施設です。少人数を対象に、きめ細やかな保育を行います。市内には「小規模保育事業」、「事業所内保育事業（地域枠）」、「家庭的保育事業」があります。原則として2歳児クラスまでの利用になりますが、3歳児クラス以降も保育を希望する場合、一部の施設に「※連携園」が設定されています。

■ 小規模保育事業

少人数（6名から19名まで）を対象に、きめ細やかな保育を実施する施設です。一部の施設には、「※連携園」が設定されています。

■ 事業所内保育事業（地域枠）

会社の保育施設等で3歳未満の従業員の子ども（従業員枠）と地域で保育を必要とする子ども（地域枠）を対象に保育を行う施設です。地域枠に入所している児童が3歳児クラス以降も保育を希望する場合、一部の施設に「※連携園」が設定されています。

■ 家庭的保育事業

一定の基準を満たした家庭的保育者が、自宅などで少人数（3名から5名まで）を対象に家庭的な雰囲気のもとで保育を行う施設です。生後6週間から入所が可能で、「※連携園」が設定されています。申請前の見学必須です。

認定こども園（保育所部分）

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持った地域の子育て支援を行う施設で、対象年齢は0歳児クラスから5歳児クラスまでです。幼稚園部分 (P.14) に入園する場合（1号認定）と、保育所部分 (P.7~10) に入所する場合（2・3号認定）で申請方法が異なります。幼稚園部分の利用を希望する場合は、各施設に直接申請してください。保育所部分の利用を希望する場合は、保育課へ申請してください。

市内の認定こども園は、幼稚園型・保育所型・幼保連携型・地方裁量型の4つの類型に分かれています。

- 幼稚園型認定こども園：幼稚園としての認可を有し、保育所機能を備えている
- 保育所型認定こども園：保育所としての認可を有し、幼稚園機能を備えている
- 幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園としての認可を有している
- 地方裁量型認定こども園：保育所・幼稚園いずれの認可も有さず、保育所と幼稚園の機能を備えている

※連携園

「地域型保育事業」の一部施設に設定されている保育所・認定こども園（保育所部分）を指します。

地域型保育事業は2歳児クラスまでの施設のため、3歳児クラス以降の預け先である連携園の設定を進めています。（ただし、事業所内保育事業は地域枠に限ります。）連携園が設定されている場合、3歳児クラス以降は連携園に入所できます。

① 地域型保育事業 2歳児クラスの10月から翌3月までの入所について

連携園が設定されている地域型保育事業は、当該年度の卒園児のうち連携園に入所する児童数を9月に確定させています。そのため、10月1日以降に連携園が設定されている地域型保育事業に入所した場合、原則、入所した年度末までの利用となります。3歳児クラス以降も保育を希望する場合、改めて認可保育所等への申請が必要です。その際、「調整指数【施設利用の状況による調整指数】8点加点（P.24）」の対象外となります。ただし、地域型保育事業から連携園に入所する児童に余裕のある場合に限り、地域型保育事業を卒園後も連携園に入所が可能です。

② 連携園が複数設定されている施設について

希望の連携施設を選択できます。希望が重なった場合は、点数等により入所調整を行います。

③ 連携園の設定がない地域型保育事業の3歳児クラス以降の入所希望について

連携園の設定がない地域型保育事業の2歳児クラスの児童が、翌年4月以降も認可保育所等の入所を希望する場合は、9月までに実施する意向調査にて入所したい認可保育所等を複数希望していただきます。いただいた希望を基に、4月1次の入所選考の前に、優先的に入所調整を行います。

（2）認可外保育施設とは（P.11）

■認可外保育所

国が定める基準は満たしていないが、各都道府県が定める基準に基づいて、知事への届出を行っている施設です。保護者の多様化するニーズにこたえたり、特色ある保育を提供したりしている施設もあります。入所希望の方は施設に直接申請してください。申請方法、空き状況、利用料金等についても、各施設にお問い合わせください。

■企業主導型保育所

企業が自社の従業員のために事業所内や周辺に設置した保育所です。自社従業員の子どものだけでなく、地域住民の子どもを受け入れています。

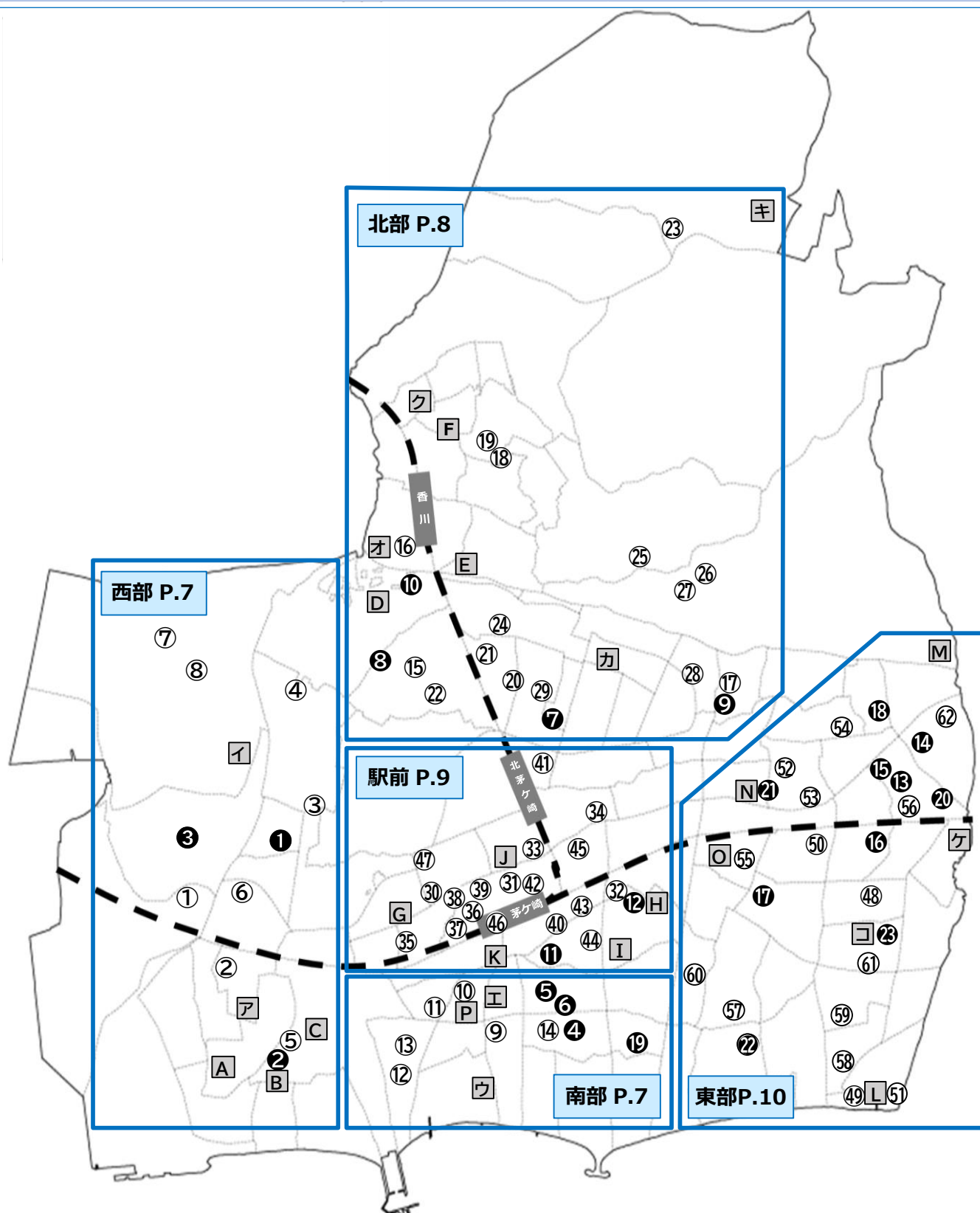
◆クラス年齢◆

クラス年齢は4月1日現在の年齢で決定し、年度内に誕生日を迎えても変わりません。

入所後の保育料はクラス年齢によって決まります。この区分は、年度途中入所の場合であっても同様です。

【クラス年齢】	＜令和7年度クラス年齢生年月日＞	＜令和6年度クラス年齢生年月日＞
0歳児クラス	令和6（2024）年4月2日以降	令和5（2023）年4月2日以降
1歳児クラス	令和5（2023）年4月2日～令和6（2024）年4月1日	令和4（2022）年4月2日～令和5（2023）年4月1日
2歳児クラス	令和4（2022）年4月2日～令和5（2023）年4月1日	令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日
3歳児クラス	令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日
4歳児クラス	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日	平成31（2019）年4月2日～令和2（2020）年4月1日
5歳児クラス	平成31（2019）年4月2日～令和2（2020）年4月1日	平成30（2018）年4月2日～平成31（2019）年4月1日

3 保育所等マップ^o



記号	施設種類
①～⑥②	保育所・認定こども園
❶～❸	地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）
A～P	認可外保育施設（企業主導型含む）
ア～コ	幼稚園

保育所・認定こども園
地域型保育事業



認可外保育施設



幼稚園



茅ヶ崎市市内保育所等一覧

西部（詳細 P.7）		南部（詳細 P.7）		北部（詳細 P.8）		駅前（詳細 P.9）		東部（詳細 P.10）	
記号	施設名	記号	施設名	記号	施設名	記号	施設名	記号	施設名
保育所・認定こども園		保育所・認定こども園		保育所・認定こども園		保育所・認定こども園		保育所・認定こども園	
①	うーたん保育園	⑨	すまいるステーション 保育園	⑮	あおぞら輝き保育園	③⑩	朝日ルート1 保育園 ※R7.4～認可保育所	④⑧	小和田保育園（公立）
②	青和保育園	⑩	中海岸保育園（公設民営）	⑯	香川保育園（公立）	③⑪	アスク茅ヶ崎保育園	④⑨	汐見台キッズステージ
③	鶴嶺フェルマータ保育園	⑪	HANA I みらい保育園 サザン通り	⑰	湘南くすの木保育園	③⑫	アスク茅ヶ崎さざん 保育園	⑤⑩	湘南辻堂はないう保育園
④	西久保保育園	⑫	ひまわり愛児園	⑱	湘南なでしこ保育園	③⑬	ウェルネス保育園茅ヶ崎	⑤⑪	湘南幼児学園 （認定こども園）
⑤	浜見平保育園（公立）	⑬	ひまわり愛児園分園 プリエールひまわり	⑲	湘南なでしこ保育園分園	③⑭	ことりの詩保育園	⑤⑫	松林こころえん （認定こども園）
⑥	梅雲保育園	⑭	ピノキオ幼児舎茅ヶ崎 保育園	⑳	湘南マドカ幼稚園 （認定こども園）	③⑮	十間坂保育園	⑤⑬	まなびの森 茅ヶ崎こども園
⑦	秋園愛児園	地域型保育事業		㉑	湘南やまゆり幼稚園 （認定こども園）	③⑯	湘南アイルド茅ヶ崎 保育園	⑤⑭	茅ヶ崎松若こども園 （認定こども園）
⑧	ぼとふ茅ヶ崎保育園 ※R7.4～認可保育所	④	かもめ保育園 ※R7.4～小規模保育事業	㉒	湘南やまゆり第二幼稚園 （認定こども園）	③⑰	茅ヶ崎保育園	⑤⑮	まなびの森茅ヶ崎もりのこ こども園 ※R7.4～認定こども園
地域型保育事業		⑤	ゆうゆう保育園	㉓	芹沢保育園	③⑱	茅ヶ崎ひよこ保育園	⑤⑯	まなびの森辻堂もりのこ こども園 ※R7.4～認定こども園
①	鶴嶺くじら小規模保育園	⑥	よちよち保育室	㉔	鶴が台保育園（公立）	③⑲	茅ヶ崎ゆめいろ保育園	⑤⑰	浜須賀保育園（公立）
②	マザーグースBRANCH 茅ヶ崎2 保育園	⑯	ゆめの木ほいくえん ※R7.4～新規開園	㉕	なぎさ保育園	④⑩	茅ヶ崎ゆめいろ保育園 南口分園	⑤⑱	フィートリッチ・フィールズ・ 緑が浜
③	とまとさんの保育室	認可外保育施設		㉖	なぎさ第二保育園	④⑪	ほかほか保育園	⑤⑲	平和学園幼稚園 （認定こども園）
認可外保育施設		P	まんまる保育室 ※一時預かりのみ	㉗	渚ピクニック （なぎさ第二保育園分園）	④⑫	まなびの森こども園茅ヶ崎 ※R7.4～認定こども園	⑥⑩	松が丘保育園
A	ベストキッズ茅ヶ崎保育園 （企業主導型）	幼稚園		㉘	室田保育園（公立）	④⑬	マミー保育園茅ヶ崎	⑥⑪	松浪れいらに保育園
B	マザーグースBaby & Kids （企業主導型）	ウ	恵泉幼稚園	㉙	レイモンド湘南こども園 ※R7.4～認定こども園	④⑭	聖鳩幼稚園 （認定こども園）	⑥⑫	まなびの森保育園辻堂
C	めもか保育ルーム ※一時預かりのみ	工	高砂幼稚園	地域型保育事業		④⑮	ミラッツ湘南茅ヶ崎保育園 ※R7.4～認可保育所	地域型保育事業	
幼稚園				㉚	おひさまキッズアカデミー ※R7.4～小規模保育事業	④⑯	メリー★ボビンス ラスカ 茅ヶ崎ルーム	⑥⑬	サクラフェリーチェ保育園・ 辻堂
ア	茅ヶ崎浜見平幼稚園			㉛	Thank youキッズ 保育園	④⑰	レイモンド茅ヶ崎保育園	⑥⑭	HANA I みらい愛育園 赤松町
イ	茅ヶ崎みなもと幼稚園			㉜	湘南くすの木 けん	地域型保育事業		⑥⑮	HANA I みらい愛育園 本宿町
				㉝	ふれ～ず保育室	⑥	さくら保育ルーム	⑥⑯	ピノキオ幼児舎辻堂園
				認可外保育施設		⑥	わかまつキッズROOM	⑥⑰	マザーグース保育ルーム
				D	キッズガーデンCoppice ※一時預かりのみ	認可外保育施設		⑥⑱	M I R A T Z 湘南辻堂保育園
				E	たんぽぽルーム ※一時預かりのみ	G	おひさま保育舎	⑦⑩	キッズブレイス辻堂 ※R7.4～新規開園
				F	ちがさき・もあな保育園 （企業主導型）	H	KO☆DAKARAほいくえん （企業主導型）	⑦⑪	Thank youキッズ分園舎 ※R7.4～新規開園
				幼稚園		I	虹の丘 （幼稚園類似施設）	⑦⑫	hareirokids松が丘保育園 ※R7.4～新規開園
				オ	香川富士見丘幼稚園	J	ふれあい茅ヶ崎保育園 （企業主導型）	⑦⑬	hareirokids松浪保育園 ※R7.4～新規開園
				カ	茅ヶ崎すみれ幼稚園	K	Little Starfish International School	認可外保育施設	
				キ	ひかりの子幼稚園			L	S.Y.G Kram-Skolan （企業主導型）
				ク	めぐみの子幼稚園			M	企業主導型保育園まるめろっじ （企業主導型）
								N	Thank you （企業主導型）
								O	ひばりほいく
								幼稚園	
								ケ	浜竹幼稚園
								コ	まつなみ幼稚園

おふとんやシーツ、おむつは自分で用意
しなきゃいけないの？
土曜日の保育はお願いできるのかな？
いろいろ調べてみましょう！





A～Oの認可外施設は P.11 へ
ア～コの幼稚園は P.12～14 へ

施設の場所の詳細は
子ども・子育て支援情報公表システム



おふとんやシーツ、おむつは自分で用意
しなきゃいけないの？
土曜日の保育はお願いできるのかな？
いろいろ調べてみましょう！



施設の場所の詳細は

子ども・子育て支援情報公表システム

『ここdeサーチ』で検索してください



A～Oの認可外施設は P.11 へ
ア～コの幼稚園は P.12～14 へ

4 認可保育所等（保育所・認定こども園・地域型保育事業）



（１）西部エリア

○:保育所または認定こども園、●:地域型保育事業（事業所内・小規模・家庭的）

マップ 種別	施設名 (申請書用園番号)	所在地 電話連絡	受入月齢	定員 (名)	開所時間 (延長含む)	連携園	一時預かり 実施有無	駐車場
①	うーたん保育園 (園番号: 1200031)	今宿473-1 ☎0467-84-4010	6か月～	72	7時～19時	—	○	あり
②	青和保育園 (園番号: 1200018)	松尾8-23 ☎0467-82-1777	6か月～	90	7時～19時	—	×	あり
③	鶴嶺フェルマータ保育園 (園番号: 1200055)	浜之郷436-1 ☎0467-84-9564	57日目～	59	7時～19時	—	○	あり
④	西久保保育園 (園番号: 1200022)	西久保596-7 ☎0467-87-0311	6か月～	120	7時～19時	—	×	あり
⑤	浜見平保育園<公立> (園番号: 1100003)	浜見平11-1 ☎0467-83-1011	57日目～	120	7時～19時	—	○	ハマミナ・ BRANCH茅ヶ崎2
⑥	梅雲保育園 (園番号: 1200024)	下町屋2-14-15 ☎0467-85-5560	6か月～	90	7時～19時	—	×	あり
⑦	萩園愛児園 (園番号: 1200023)	萩園3800 ☎0467-86-5894	6か月～	90	7時～19時	—	○	あり
⑧	ほとふ茅ヶ崎保育園 (園番号: 1206571) 令和7年4月「小規模保育事業」から「保育所」に移行	萩園1230東総ビル2F-A ☎0467-84-0606	令和6年度まで 57日目～ 2歳児クラス	19	7時～19時	令和6年10月入所以降 ほとふ茅ヶ崎保育園の 3歳児クラスに進級	○	あり
			令和7年度から 57日目～	60				
① 小規模	鶴嶺くじら小規模保育園 (園番号: 4206468)	下町屋3-4-29 ☎0467-53-7580	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～19時 (土曜は③鶴嶺 フェルマータ)	設定なし	○	あり
② 小規模	マザーグースBRANCH茅ヶ崎2 保育園 (園番号: 4200081)	浜見平3-1 BRANCH茅ヶ崎2 2階 ☎0467-81-4457	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～20時	⑤浜見平保育園	×	施設内駐車場 利用可
③ 家庭的	とまとさんの保育室 (園番号: 5200062)	今宿623-21 ☎090-8111-6009	生後6週～ 2歳児クラス	3	7時30分 ～18時	⑤浜見平保育園	○	あり

（２）南部エリア

○:保育所または認定こども園、●:地域型保育事業（事業所内・小規模・家庭的）

マップ 種別	施設名 (申請書用園番号)	所在地 電話連絡	受入月齢	定員 (名)	開所時間 (延長含む)	連携園	一時預かり 実施有無	駐車場
⑨	すまいるステーション保育園 (園番号: 1200039)	東海岸南1-4-6 ☎0467-84-9646	57日目～	51	7時～ 19時30分	—	○	あり
⑩	中海岸保育園<公設民営> (園番号: 1100007)	中海岸1-2-42 ☎0467-59-1530	57日目～	120	7時～20時	—	○ 55-9527	あり
⑪	HANA I みらい保育園 サザン通り (園番号: 1206374)	共恵2-3-17 ☎0467-84-7711	57日目～ 5歳児クラス	43	7時～19時	—	×	あり
⑫	ひまわり愛児園 (園番号: 1200015)	南湖4-13-30 ☎0467-82-4441	6か月～	90	7時～19時	—	×	あり
⑬	ひまわり愛児園分園プリエールひまわり (園番号: 1200053) ※3歳児クラス以降は⑫ひまわり愛児園に通園	南湖4-4-5 ルードシスメゾン1F ☎0467-82-4441	6か月～ 2歳児クラス	20	7時～19時	—	×	あり
⑭	ピノキオ幼児舎茅ヶ崎保育園 (園番号: 1200048)	東海岸南2-6-9 茅ヶ崎共生ビル2階 ☎0467-57-6151	6か月～	58	7時～20時	—	○	なし
④ 小規模	かもめ保育園 (園番号: 4206573) ※令和7年4月「事業所内保育事業」から「小規模保育事業」に移行。	東海岸南2-6-14 長尾ビル1F ☎0467-81-5410	6か月～ 2歳児クラス	令和6年度まで 12 (地域枠)	7時～19時	⑭ピノキオ茅ヶ崎(5名) ⑤浜須賀保育園(3名) ■令和6年9月までに在籍 していた児童が優先的に ⑭ピノキオ茅ヶ崎に入所 ■令和6年10月～令和 7年9月に入所した児童 ・連携園設定なしの加 点 または ・上記連携先に入所	×	あり
				令和7年度から 19				
⑤ 小規模	ゆうゆう保育園 (園番号: 4200076)	東海岸北2-1-42 サンシルクマンション1階 ☎0467-38-6360	3か月～ 2歳児クラス	19	7時～19時	④茅ヶ崎ゆめいろ 南口分園	○	あり
⑥ 家庭的	よちよち保育室 (園番号: 5200063)	東海岸北2-11-45 鈴木ハイツ101 ☎0467-85-4822	生後6週～ 2歳児クラス	5	8時～18時	⑤浜須賀保育園	○	あり
⑯ 小規模	ゆめの木ほいくえん ※令和7年4月新規開園 (園番号: 4206621)	東海岸南5-4-22 ☎0467-57-4386	1歳児クラス～ 2歳児クラス	12	7時～19時	⑥湘南アイルド(2名) ④松が丘保育園(1名) ⑤湘南幼児学園(3名) ※⑥幼稚園部分	○	あり

(3) 北部エリア

○:保育所または認定こども園、●:地域型保育事業（事業所内・小規模・家庭的）

マップ 種別	施設名 (申請書用図番号)	所在地 電話連絡	受入月齢	定員 (名)	開所時間 (延長含む)	連携園	一時預かり 実施有無	駐車場
⑮	あおぞら輝き保育園 (図番号: 1200043)	円蔵2108-4 ☎0467-73-8076	6か月～	37	7時～19時	—	○	あり
⑯	香川保育園<公立> (図番号: 1100005)	香川4-46-1 ☎0467-57-6002	6か月～	90	7時～19時	—	×	あり
⑰	湘南くすの木保育園 (図番号: 1200028)	松林3-4-5 ☎0467-50-1125	6か月～	96	7時～19時	—	×	あり
⑱	湘南なでしこ保育園 (図番号: 1200029)	みずき4-24-17 ☎0467-52-7405	3歳児クラス～	54	7時～19時	—	×	あり
⑲	湘南なでしこ保育園分園 (図番号: 1200050) ※3歳児クラス以降は㊟湘南なでしこに通園	香川7-7-1 ※湘南なでしこ保育園向かい ☎0467-39-6006	6か月～ 2歳児クラス	42	7時～19時	—	×	あり
㉑ 認定 こども園	湘南マドカ幼稚園 (図番号: 3200091) 入所にかかる費用を必ず施設にご確認ください。 ※制服があります。	円蔵1-20-15 ☎0467-54-2363	3歳児クラス～	20	7時30分～ 18時30分	—	×	あり
㉒ 認定 こども園	湘南やまゆり幼稚園 (図番号: 3200089) 入所にかかる費用を必ず施設にご確認ください。 ※制服があります。	円蔵2-14-12 ☎0467-51-4297	3歳児クラス～	10	7時30分～ 18時30分	—	×	あり
㉓ 認定 こども園	湘南やまゆり第二幼稚園 (図番号: 3200090) 入所にかかる費用を必ず施設にご確認ください。 ※制服があります。	円蔵2350 ☎0467-85-2146	3歳児クラス～	20	7時30分～ 18時30分	—	×	あり
㉔	芹沢保育園 (図番号: 1200025)	芹沢1056 ☎0467-51-3669	6か月～	60	7時～19時	—	×	あり
㉕	鶴が台保育園<公立> (図番号: 1100004)	鶴が台10-8 ☎0467-51-0782	6か月～	90	7時～19時	—	×	なし
㉖	なぎさ保育園 (図番号: 1200016)	甘沼898 ☎0467-52-0008	6か月～	100	7時～19時	—	○	あり
㉗	なぎさ第二保育園 (図番号: 1200027)	甘沼244-3 ☎0467-52-7009	6か月～	90	7時～19時	—	○	あり
㉘	渚ピクニック（なぎさ第二保育園分園） (図番号: 1200044) ※3歳児クラス以降は㊟なぎさ第二に通園	甘沼252-1 ☎0467-52-7009 (なぎさ第二保育園に連絡)	6か月～ 2歳児クラス	21	7時～19時	—	×	あり
㉙	室田保育園<公立> (図番号: 1100002)	室田1-3-13 ☎0467-53-1225	6か月～	60	7時～19時	—	×	あり
㉚ 認定 こども園	レイモンド湘南こども園 (図番号: 3206566) ※令和7年4月「保育所」から「認定こども園」に移行	円蔵1-19-50 ☎0467-50-0421	6か月～	60	7時～19時	—	×	あり
㉛ 小規模	おひさまキッズアカデミー (図番号: 4206574) ※令和7年4月「事業所内保育事業」から「小規模保育事業」に移行	高田5-4-36 ☎0467-55-2533	1歳児クラス～ 2歳児クラス	令和6年度まで 16 (地域枠) 令和7年度から 18	7時～19時	設定なし	○	施設内駐車場 利用可
㉜ 小規模	Thank youキッズ保育園 (図番号: 4206482)	円蔵2512-7 ☎080-3560-7650	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～19時	設定なし	○	あり
㉝ 事業所内	湘南くすの木 けん (図番号: 7200069)	松林3-4-6 ☎0467-55-8808	6か月～ 2歳児クラス	9 (地域枠)	7時～19時	㊟湘南くすの木	×	あり
㉞ 家庭的	ふれ～ず保育室 (図番号: 5206045)	香川4-20-1 サンライズ湘南1-A ☎080-7942-1075	生後6週～ 2歳児クラス	5	8時～18時	㊟香川保育園	×	あり

情報は掲載時点から更新されている場合がありますので、最新の情報は各施設へご確認ください。

一時預かり事業についてはP.36、施設の詳細は『ここ de サーチ』で検索してください。



ここ de サーチ

(4) 駅前エリア ○:保育所または認定こども園、●:地域型保育事業(事業所内・小規模・家庭的)

マップ 種別	施設名 (申請書用図番号)	所在地 電話連絡	受入月齢	定員 (名)	開所時間 (延長含む)	連携園	一時預かり 実施有無	駐車場
㊸	朝日ルート1保育園 (図番号: 1206572)	茅ヶ崎1-2-66 ☎0467-81-3907	令和6年度まで 1歳児クラス～ 2歳児クラス	19	7時～20時	令和6年10月入所以降 朝日ルート1の 3歳児クラスに進級	○	あり
	令和7年4月「小規模保育事業」から「保育所」に移行		令和7年度から 1歳児クラス～	60	7時～19時 土曜は 18時30分			
㊹	アスク茅ヶ崎保育園 (図番号: 1200033)	元町7-42 ☎0467-59-4550	57日目～	90	7時～20時 土曜は18時	—	×	なし
㊺	アスク茅ヶ崎さざん保育園 (図番号: 1200036)	若松町2-20Weave 1F ☎0467-84-5055	57日目～	90	7時～20時 土曜は18時	—	×	あり
㊻	ウェルネス保育園茅ヶ崎 (図番号: 1200056)	茅ヶ崎2-7-71 イオンスタイル湘南茅ヶ崎 内 ☎0467-58-5260	57日目～	77	7時～19時	—	×	あり ※専用でない ため要問合せ
㊼	ことりの詩保育園 (図番号: 1200046)	本村4-19-26 ☎0467-38-6820	57日目～	90	7時～20時	—	○	なし ※車送迎禁止
㊽	十間坂保育園 (図番号: 1200020)	十間坂2-2-13 ☎0467-87-1256	6か月～	120	7時～19時	—	×	あり ※路上待機禁止
㊾	湘南アイルド茅ヶ崎保育園 (図番号: 1200035)	新栄町10-4 ☎0467-84-2311	6か月～	80	7時～19時	—	×	なし
㊿	茅ヶ崎保育園 (図番号: 1200014)	新栄町3-32 ☎0467-82-3030	6か月～	90	7時～19時	—	×	なし
㊽	茅ヶ崎ひよこ保育園 (図番号: 1200047)	新栄町13-45陽北ビル ☎0467-84-9761	57日目～	49	7時～ 19時30分	—	○	なし
㊽	茅ヶ崎ゆめいろ保育園 (図番号: 1200038)	新栄町12-12 1F ☎0467-82-1119	6か月～	53	7時～19時	—	×	なし
㊽	茅ヶ崎ゆめいろ保育園南口分園 (図番号: 1200051)	幸町5-8茅ヶ崎 メディカルセンター1F ☎0467-81-4153	1歳児クラス～	36	7時～19時 (土曜は本園)	—	×	あり
㊽	ぼかぼか保育園 (図番号: 1200040)	茅ヶ崎234-1 2F ☎0467-55-2032	1歳児クラス～	30	7時～ 19時30分	—	×	あり
㊽ 認定 こども園	まなびの森こども園茅ヶ崎 (図番号: 3206568) ※令和7年4月「保育所」から「認定こども園」に移行	元町9-19 ☎0467-38-5816	57日目～	令和6年度まで 88 令和7年度から 90	7時～20時	—	×	なし
㊽	マミー保育園茅ヶ崎 (図番号: 1200041)	幸町9-11 ☎0467-82-3517	1歳児クラス～	36	7時～20時	—	○ 土曜のみ	なし
㊽ 認定 こども園	聖鳩(みはと)幼稚園 (図番号: 3200092) 入所にかかる費用を必ず施設にご確認ください。 ※制服はありません。	東海岸北3-10-4 ☎0467-82-2573	3歳児クラス～	令和6年度まで 12 令和7年度から 15	7時～19時	—	×	あり
㊽	ミラツ湘南茅ヶ崎保育園 (図番号: 1206570) 令和7年4月「小規模保育事業」から「保育所」に移行しま す。	本村1-2-14-3F 医療モール湘南 ☎0467-53-9732	令和6年度まで 57日目～ 2歳児クラス	19	7時～20時	令和6年10月入所以降 ミラツ湘南茅ヶ崎の 3歳児クラスに進級	○	あり ※専用でない ため要問合せ
			令和7年度から 57日目～	60	7時～19時			
㊽	メリー★ボビンス ラスカ茅ヶ崎ルーム (図番号: 1200045)	元町1-1ラスカ茅ヶ崎6F ☎0467-53-7690	57日目～	60	7時～20時	—	○	なし
㊽	レイモンド茅ヶ崎保育園 (図番号: 1200030)	矢畑782-3ライオン茅ヶ崎ガ ・ アイリス I 街区 1F ☎0467-59-5006	6か月～	40	7時～19時	—	×	あり
㊽ 小規模	さくら保育ルーム (図番号: 4200077)	幸町20-12 ☎0467-81-4898	3か月～ 2歳児クラス	17	7時～19時	㊽アスクさざん(2名) ㊽聖鳩幼稚園(5名) ※令和5年度末までに 在籍の児童が優先的に 聖鳩幼稚園に入所	○	あり
㊽ 小規模	わかまつキッズROOM (図番号: 4200070)	若松町19-19 ライフピアモア茅ヶ崎1C ☎0467-38-4228	1歳児クラス～ 2歳児クラス	12	7時～19時	㊽浜須賀保育園	○	あり

おむつ・ふとん・
土曜保育等のまとめ



(5) 東部エリア

○:保育所または認定こども園、●:地域型保育事業（事業所内・小規模・家庭的）

マップ 種別	施設名 (申請書用園番号)	所在地 電話連絡	受入月齢	定員 (名)	開所時間 (延長含む)	連携園	一時預かり 実施有無	駐車場
④⑧	小和田保育園 <公立> (園番号: 1100001)	松浪1-8-4 ☎0467-82-8571	6か月～	90	7時～19時	—	×	なし
④⑨	汐見台キッズステージ (園番号: 1200032)	汐見台3-11 ☎0467-83-0700	6か月～	72	7時～19時	—	×	あり
⑤⑩	湘南辻堂はないる保育園 (園番号: 1200054)	出口町10-3 ☎0467-55-5890	57日目～	58	7時～ 19時30分	—	×	あり
⑤⑪ 認定 こども園	湘南幼児学園 (園番号: 3206130) 入所にかかる費用を必ず施設にご確認ください。 ※制服があります。	汐見台3-15 ☎0467-83-2079	3歳児クラス～	12	7時～19時	—	×	なし
⑤⑫ 認定 こども園	松林こころえん (園番号: 3200019)	小和田1-5-36 ☎0467-52-5560	6か月～	120	7時～19時	—	○	あり
⑤⑬	まなびの森 茅ヶ崎こども園 (園番号: 1200026)	小和田1-16-52 ☎0467-51-7727	6か月～	60	7時～19時	—	×	あり
⑤⑭ 認定 こども園	茅ヶ崎松若こども園 (園番号: 3200087)	小和田2-12-47 ☎0467-33-5188	6か月～	130	7時～19時	—	×	なし ※車送迎禁止
⑤⑮ 認定 こども園	まなびの森茅ヶ崎もりのこども園 (園番号: 3206567) ※令和7年4月「保育所」から「認定こども園」に移行	ひばりが丘4-30 ☎0467-87-3325	57日目～	90	7時～20時	—	×	あり
⑤⑯ 認定 こども園	まなびの森辻堂もりのこども園 (園番号: 3206569) ※令和7年4月「保育所」から「認定こども園」に移行	本宿町10-26 ☎0467-38-8350	6か月～	59	7時～20時	—	×	なし ※車送迎禁止
⑤⑰	浜須賀保育園 <公立> (園番号: 1100006)	松が丘2-8-60 ☎0467-87-2034	6か月～	150	7時～19時	—	×	あり
⑤⑱	フィートリッチ・フィールズ・緑が浜 (園番号: 1200021)	緑が浜7-52 ☎0467-86-0147	6か月～	130	7時～19時	—	○	あり
⑤⑲ 認定 こども園	平和学園幼稚園 (園番号: 3200088) 入所にかかる費用を必ず施設にご確認ください。 ※制服はありません。	富士見町5-2 ☎0467-87-1661	1歳児クラス～	65	7時～19時	—	×	あり
⑥⑩	松が丘保育園 (園番号: 1200017)	松が丘1-1-72 ☎0467-86-5895	6か月～	120	7時～19時	—	×	なし
⑥⑪	松浪れいらに保育園 (園番号: 1200042)	松浪2-3-28 ☎0467-81-5817	57日目～	100	7時～20時	—	○	なし ※車送迎禁止
⑥⑫	まなびの森保育園辻堂 (園番号: 1200049)	赤松町5-33 ☎0467-38-4512	6か月～	120	7時～20時	—	×	あり
⑬ 小規模	サクラフェリーチェ保育園・辻堂 (園番号: 4200086)	本宿町6-15 ☎0467-52-5011	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～19時	⑤⑬ 茅ヶ崎こども園 ⑤⑮ 茅ヶ崎もりのこ ⑤⑯ 辻堂もりのこ ⑤⑰ まなびの森辻堂 ※4園あわせて8名。 人数の振り分けは 年度で異なる	○	なし
⑭ 小規模	HANA I みらい愛育園 赤松町 (園番号: 4200074)	赤松町1-37 ニューホライズン湘南1階 ☎0467-26-2201	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～19時	⑤⑭ 茅ヶ崎松若こども園	○	あり
⑮ 小規模	HANA I みらい愛育園 本宿町 (園番号: 4200082)	本宿町4-22 ☎0467-53-7088	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～19時	⑤⑮ 茅ヶ崎松若こども園	×	あり
⑯ 小規模	ピノキオ幼児舎辻堂園 (園番号: 4200080)	浜竹1-14-1 アドヴァンスフジ102 ☎0467-83-8355	1歳児クラス～ 2歳児クラス	12	7時～19時	⑤⑯ 茅ヶ崎松若こども園	○	なし
⑰ 小規模	マザーグース保育ルーム (園番号: 4200071)	美住町2-10 ☎0467-59-1157	57日目～ 2歳児クラス	12	7時～20時	⑤⑰ 平和学園幼稚園	○	あり
⑱ 小規模	MIRATZ 湘南辻堂保育園 (園番号: 4200084)	菱沼3-1-26 1F SHONAN AOYAGI BLD. ☎0467-39-6973	57日目～ 2歳児クラス	19	7時～19時	⑤⑱ 茅ヶ崎松若こども園	○	なし
⑳ 小規模	キッズプレイス辻堂 ※令和7年4月新規開園 (園番号: 4206622)	赤松町13-23 シリア湘南辻堂パート1011階 ☎0467-51-2471	1歳児クラス～ 2歳児クラス	12	7時～19時	設定なし	○	なし
㉑ 小規模	Thank you キッズ分園舎 ※令和7年4月新規開園 (園番号: 4206620)	松林1-16-33-3 こどもたちのみらい館 ☎0467-81-3811	1歳児クラス～ 2歳児クラス	15	7時～19時	㉑ 企業主導型 Thank you	×	あり
㉒ 小規模	hareirokids 松が丘保育園 ※令和7年4月新規開園 (園番号: 4206618)	松が丘2-13-5 アパール湘南1階 ☎0467-73-9138	1歳児クラス～ 2歳児クラス	19	7時～19時	設定なし	×	あり
㉓ 小規模	hareirokids 松浪保育園 ※令和7年4月新規開園 (園番号: 4206619)	松浪1-5-1 ☎0467-73-9226	1歳児クラス～ 2歳児クラス	12	7時～19時	設定なし	×	なし

5 認可外保育施設（企業主導型を含む）



ここ de サーチ

認可外保育施設の利用を希望する方は、各施設に直接申請してください。申請方法、空き状況、利用料金等についても、各施設にお問い合わせください。

なお、認可外保育施設は市外の施設であっても利用可能です。市外の施設の利用を開始する場合にも茅ヶ崎市から保育の必要性の認定を受ける必要がある場合があります。ご不明な点は保育課にお問い合わせください。

マップ エリア	マップ 記号	施設名	所在地 電話連絡	受入月齢	定員 (名)	通常保育開所時間 (延長含む)	一時預かり 実施有無
西部	A	ベストキッズ茅ヶ崎保育園 (企業主導型)	柳島1-9-15柳島店舗 ☎0467-84-9731	85日目～ 3歳児クラス	19 ※地域枠9	8時～19時	—
	B	マザーグースBaby&Kids (企業主導型)	浜見平3-1 BRANCH茅ヶ崎2 2階 ☎0467-81-4411	6か月～	12 ※地域枠6	7時～20時	○
	C	めもか保育ルーム ※一時預かりのみ	南湖2-15-36 めもか助産院 (旧茅ヶ崎産婦人科ビルボラ) ☎0467-53-8872	2か月～2歳児	3	月～金 9時～18時 土 9時～14時	○
北部	D	キッズガーデンCoppice ※一時預かりのみ	西久保727-1-101 ☎090-3547-7514	生後6週～7歳	5	8時～18時 (7時～8時も可)	○
	E	たんぼぼルーム ※一時預かりのみ	香川3-4-5 ☎090-6569-8530	生後6週～	5	9時～17時	○
	F	ちがさき・もあな保育園 (企業主導型)	香川7-12-1 ☎0467-33-4668	6か月～	24 ※地域枠12	7時30分～19時30分 (日曜日開園)	○
駅前	G	おひさま保育舎	十間坂3-10-36 ☎0467-26-3751	8か月～	22	8時～18時 ※8時前、18時以降は要相談 (土曜日休園)	○
	H	KO☆DAKARAほいくえん (企業主導型)	若松町19-19 ライフ・アット茅ヶ崎201・202 ☎0467-59-1222	6か月～	12 ※地域枠6	7時～19時	○
	I	虹の丘 (幼稚園類似施設)	東海岸北4-5-14 ☎0467-58-3883	3歳児クラス～	27	9時～13時50分 (土曜日休園)	—
	J	ふれあい茅ヶ崎保育園 (企業主導型)	茅ヶ崎2-1-38 ソシエ式番館205 ☎0467-88-0866	6か月～6歳	15 ※地域枠2	7時30分～18時30分	—
	K	Little Starfish International School	東海岸北1-2-4 高砂ヴィレッジ108 ☎0467-62-3236	満2歳～	92	9時～14時 (土曜日休園)	—
東部	L	S. Y. G Kram-Skolan (企業主導型)	汐見台3-15 ☎0467-50-0089	満1歳～	59 ※地域枠29	7時～20時	○
	M	企業主導型保育園まるめろっじ (企業主導型)	赤羽根2703-4 ☎0467-53-0025	2か月～	18 ※地域枠9	7時～19時	○
	N	Thank you (企業主導型)	松林1-16-33 ☎0467-38-9036	満1歳～ (満1歳になっていない場合は応相談)	29 ※地域枠14	7時～19時	○
	O	ひばりほいく	ひばりが丘3-33 ☎0467-83-9619	2か月～	5	7時30分～18時	○
南部	P	まんまる保育室 ※一時預かりのみ	中海岸1-4-66 ☎070-2308-0547	6か月～	3	7時～19時	○



ここ de サーチ

情報は掲載時点から更新されている場合がありますので、最新の情報は各施設へご確認ください。

一時預かり保育についてはP.36、施設の詳細は『ここ de サーチ』で検索してください。

「預かり保育」の利用により、認可保育所等と同様の長時間の預かりが可能となりますので、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）のご利用をぜひご検討ください。



教育時間は就労等の状況（保育を必要とする事由）に関わらず、利用が可能です。

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせた施設です。保育所部分で入所する方と幼稚園部分で入園する方がいます。

就労等の状況（保育を必要とする事由）に関わらず、利用が可能です。

掲載情報は令和6年7月の情報です。変更される場合がありますので、

令和7年4月以降の情報は直接施設へお問い合わせください。

なお、入園を希望する方は直接施設に申請してください。

○私立幼稚園

園名・所在地・TEL	クラス編成	教育時間	預かり保育	給食	お弁当	園バス	制服
香川富士見丘幼稚園 私学助成幼稚園 (香川4-50-27) TEL0467-86-6340	年少(3歳児):2クラス 約40名 年中(4歳児):2クラス 約60名 年長(5歳児):2クラス 約60名	9時00分～14時00分(月～金)	平日(朝):8時00分から 平日(夕):17時00分まで 長期休暇中:9時00分～17時00分 備考:夏休み期間中は幼稚園の定めた日のみ	月・木	火・水・金	○	○
恵泉幼稚園 私学助成幼稚園 (中海岸3-1-19) TEL0467-82-3023	年少(3歳児):4クラス 約110名 年中(4歳児):4クラス 約120名 年長(5歳児):4クラス 約120名	年少:9時00分～13時30分(月・火・木・金) 9時00分～11時30分(水) 年中:9時00分～13時45分(月・火・木・金) 9時00分～11時45分(水) 年長:9時00分～14時00分(月・火・木・金) 9時00分～12時00分(水)	平日(夕):18時00分まで 長期休暇中:9時00分～18時00分 ※定員があります	× 牛乳のみ 提供	月・火・木・金	○	× 制帽 あり
高砂幼稚園 私学助成幼稚園 (東海岸北1-3-31) TEL0467-86-8880	年少(3歳児):2クラス 約60名 年中(4歳児):2クラス 約60名 年長(5歳児):2クラス 約60名	9時00分～14時00分(月～金)	×	×	月～金	○	○
茅ヶ崎すみれ幼稚園 新制度移行幼稚園 (高田2-2-3) TEL0467-51-9000	満3歳児クラス:2クラス 約35名 年少(3歳児):4クラス 約70名 年中(4歳児):3クラス 約70名 年長(5歳児):3クラス 約70名	8時30分～14時00分(月～金) 8時30分～11時10分(始業式・終業式、個人面談日、その他の園行事)	平日(朝):7時30分から 平日(夕):18時00分まで 長期休暇中:7時30分～18時00分	月・水・木	火・金	○	○
茅ヶ崎浜見平幼稚園 私学助成幼稚園 (松尾6-11) TEL0467-82-8518	年少(3歳児):3クラス 約60名 年中(4歳児):3クラス 約60名 年長(5歳児):2クラス 約60名	9時00分～14時00分(月～金)	平日(夕):17時00分まで 長期休暇中:9時00分～17時00分	月・火	水・木・金	○	○
茅ヶ崎みなもと幼稚園 私学助成幼稚園 (萩園2217) TEL0467-86-5899	満3歳児クラス:2クラス 約40名 年少(3歳児):2クラス 約50名 年中(4歳児):2クラス 約50名 年長(5歳児):2クラス 約50名	9時30分～14時00分(通常平日) 9時30分～11時00分(保育参観日・誕生会の日・夏期保育日・その他園行事等)	平日(朝):7時00分から 平日(夕):18時00分まで 長期休暇中:(7時00分 希望者のみ) 8時00分～18時00分	月・火・水	木・金	○	○
浜竹幼稚園 私学助成幼稚園 (浜竹3-4-53) TEL0467-82-0464	年少(3歳児):2クラス 約46名 年中(4歳児):2クラス 約52名 年長(5歳児):2クラス 約50名	8時30分～14時00分(月・火・木・金) 8時30分～11時00分(水) 年中組・年少組は、新入時・進級時に分割登園の時期あり	平日(夕):17時00分まで 長期休暇中:実施(園が定めた日)	火・木 希望者のみ	月・火・木・金	○	×
ひかりの子幼稚園 私学助成幼稚園 (芹沢913) TEL0467-51-0103	満3歳児クラス:1クラス 約20名 年少(3歳児):2クラス 約50名 年中(4歳児):2クラス 約50名 年長(5歳児):2クラス 約50名	9時00分～14時00分(月・火・木・金) 9時00分～11時30分(水)	平日(朝):8時30分～9時00分 平日(夕):17時00分まで 長期休暇中:8時30分～17時00分	年8回程度	月・火・木・金	○ 送迎用 駐車場 あり	×
まつなみ幼稚園 新制度移行幼稚園 (松浪1-3-32) TEL0467-83-3510	年少(3歳児):1クラス 約20名 年中(4歳児):1クラス 約20名 年長(5歳児):1クラス 約20名	9時00分～14時30分(月・火・木・金) 9時00分～11時30分(水)	平日(夕):17時00分まで 長期休暇中:9時00分～16時30分 土日・お盆時期・年末年始・春休みの一部を除く	月・木 希望者	月・火・木・金	×	○ 制服 制帽 あり
めぐみの子幼稚園 私学助成幼稚園 (下寺尾406-1) TEL0467-52-7020	年少(3歳児):1クラス 約24名 年中(4歳児):1クラス 約30名 年長(5歳児):1クラス 約30名	9時00分～14時00分(月・火・木・金) 9時00分～11時30分(水)	平日(朝):8時30分から 平日(夕):17時30分まで 長期休暇中:8時30分～17時30分	年18回程度 会食あり	月・火・木・金	×	×

□幼稚園類似施設

園名・所在地・TEL	クラス編成	教育時間	預かり保育	給食	お弁当	園バス	制服
虹の丘 (東海岸北4-5-14) TEL0467-58-3883	年少・年中・年長 合計25名前後	9時00分～13時50分(火・木・金) 9時00分～11時50分(月・水)	×	火・木 土鍋ご飯 みそ汁 ぬか漬け ※おかず持参	金	×	×

掲載情報は令和6年7月の情報です。変更される場合がありますので、

令和7年4月以降の情報は直接施設へお問い合わせください。

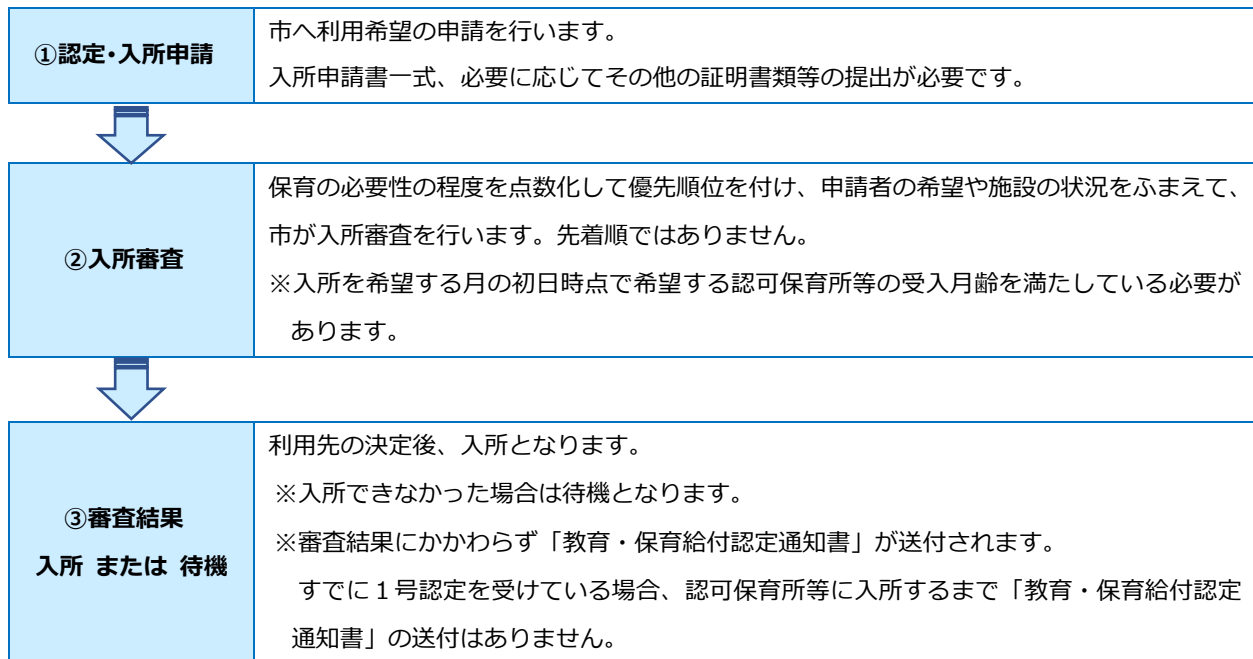
また、幼稚園部分に入園を希望する方は直接施設に申請してください。

☆認定こども園

園名・所在地・ℓa	クラス編成	教育時間	預かり保育	給食	お弁当	園バス	制服
平和学園幼稚園 幼保連携型認定こども園 (富士見町5-2) ℓa0467-87-1661	クラス編成 年少(3歳児):3クラス 約61名 年中(4歳児):3クラス 約62名 年長(5歳児):3クラス 約62名 定員250名 1号認定児:185名 2号認定児:45名 3号認定児:20名	9時30分～14時00分 (月・火・木・金) 9時30分～11時30分 (水)	平日(朝):7時30分から 平日(夕):18時00分まで 長期休暇中:7時30分～18時00分	2号・3号認定児のみ実施 1号認定児も一部実施	月・火・木・金	○	×
湘南やまゆり幼稚園 幼稚園型認定こども園 (円蔵2-14-12) ℓa0467-51-4297	クラス編成 満3歳児クラス:1クラス 約20名 年少(3歳児):2クラス 約40名 年中(4歳児):2クラス 約40名 年長(5歳児):2クラス 約40名 定員150人 1号認定児:140名 2号認定児:10名	9時30分～14時30分 (月～金)	平日(夕):18時30分まで 長期休暇中:8時30分～18時30分 備考:17時30分以降の預かりは両親共に就労証明書の提出が必要 長期休暇中はお盆・年末年始・春休み等預かりできない期間あり	月～金	×	×	○
湘南やまゆり第二幼稚園 幼稚園型認定こども園 (円蔵2350) ℓa0467-85-2146	クラス編成 満3歳児クラス:2クラス 約50名 年少(3歳児):5クラス 約100名 年中(4歳児):5クラス 約120名 年長(5歳児):4クラス 約140名 定員430名 1号認定児:410名 2号認定児:20名	9時30分～13時30分 (月～金)	平日(朝):7時30分から 平日(夕):18時30分まで 長期休暇中:7時30分～18時30分 7時30分から8時30分まで、17時30分以降の預かりは両親共に就労証明書の提出が必要 長期休暇中はお盆・年末年始・春休み等預かりできない期間あり	月～金	×	○	○
湘南マドカ幼稚園 幼稚園型認定こども園 (円蔵1-20-15) ℓa0467-54-2363	クラス編成 年少(3歳児):4クラス 約94名 年中(4歳児):4クラス 約101名 年長(5歳児):4クラス 約105名 定員321名 1号認定児:301名 2号認定児:20名	9時30分～13時30分 (月～金)	平日(朝):7時30分から 平日(夕):17時30分まで 長期休暇中:7時30分～17時30分 備考:7時30分から8時30分まで、17時30分～18時30分までの預かりは両親ともに就労証明書の提出が必要 長期休暇中はお盆・年末年始・春休み等預かりができない期間あり	月～金	×	○	○
聖鳩幼稚園 幼稚園型認定こども園 (東海岸北3-10-4) ℓa82-2573	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 約20名 年中(4歳児):1クラス 約19名 年長(5歳児):1クラス 約19名 定員70名 1号認定児:58名 2号認定児:12名	年少:8時30分～14時00分 (月・火・木・金) 8時30分～11時30分 (水) 年中:8時30分～14時15分 (月・火・木・金) 8時30分～11時45分 (水) 年長:8時30分～14時30分 (月・火・木・金) 8時30分～12時00分 (水)	平日(夕):16時30分まで 長期休暇中:9時00分～16時30分	火・木	月・金	○	○
松林こころえん 保育所型認定こども園 (小和田1-5-36) ℓa52-5560	クラス編成 年齢別(各1クラス) 定員129名 1号認定児:9名(3歳児～5歳児クラス) 2・3号認定児:120名	9時00分～13時00分 (月～金)	平日(夕):16時00分まで 長期休暇中:なし	月～金 主食は選択制	×	×	×
茅ヶ崎松若こども園 幼保連携型認定こども園 (小和田2-12-47) ℓa0467-33-5188	クラス編成 年齢別(1・2号は各学年2学級編成) 定員200名 1号認定児:70名(3歳児～5歳児クラス) 2・3号認定児:130名	9時00分～13時00分 (月～金)	平日(夕):16時30分まで 長期休暇中:①1号認定の方はお休み ②施設等利用給付2号認定の方は要相談(9時00分～16時30分)	月～土 土曜日は2・3号認定児のみ	×	×	×
湘南幼児学園 地方裁量型認定こども園 (汐見台3-15) ℓa0467-83-2079	クラス編成 年少(3歳児):4クラス 約70名 年中(4歳児):3クラス 約74名 年長(5歳児):3クラス 約74名 定員230名 1号認定児:218名 2号認定児:12名	8時30分～15時00分 (月・火・木・金) 8時30分～13時00分 (水)	平日(朝):7時00分から 平日(夕):19時00分まで 長期休暇中:7時00分～19時00分 備考:土日・お盆期間・年末年始・行事など振替休日は除く	火 全員給食 月・木・金 希望者は給食	水 全員お弁当 月・木・金 給食希望者以外はお弁当	○	○
レイモンド湘南こども園 保育所型認定こども園 (円蔵1-19-50) ℓa0467-50-0421	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 約5名 年中(4歳児):1クラス 約5名 年長(5歳児):1クラス 約5名 定員95名 1号認定児:15名 2・3号認定児:60名	8時30分～14時30分 (月～金)	平日(朝):8時00分から 平日(夕):19時00分まで 長期休暇中:8時00分～19時00分 備考:預かりは両親ともに就労証明書の提出が必要。	月～金	園外保育のときはお弁当	×	×
まなびの森 茅ヶ崎もりのこども園 保育所型認定こども園 (ひばりが丘4-30) ℓa0467-87-3325	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 約5名 年中(4歳児):1クラス 約5名 年長(5歳児):1クラス 約5名 定員105名 1号認定児:15名 2・3号認定児:90名	9時00～15時00分 (月～金)	平日(朝):7時00分から 平日(夕):20時00分まで 長期休暇中:7時00分～20時00分 備考:年末年始は除く	月～金	×	×	×
まなびの森こども園 茅ヶ崎 保育所型認定こども園 (元町9-19) ℓa0467-38-5816	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 約5名 年中(4歳児):1クラス 約5名 年長(5歳児):1クラス 約5名 定員105名 1号認定児:15名 2・3号認定児:90名	9時00～15時00分 (月～金)	平日(朝):7時00分から 平日(夕):20時00分まで 長期休暇中:7時00分～20時00分 備考:年末年始は除く	月～金	×	×	×
まなびの森 辻堂もりのこども園 保育所型認定こども園 (本宿町10-26) ℓa0467-38-8350	クラス編成 年少(3歳児):1クラス 約5名 年中(4歳児):1クラス 約5名 年長(5歳児):1クラス 約5名 定員74名 1号認定児:15名 2・3号認定児:59名	9時00～15時00分 (月～金)	平日(朝):7時00分から 平日(夕):20時00分まで 長期休暇中:7時00分～20時00分 備考:年末年始は除く	月～金	×	×	×

7 認可保育所等の入所申請手続き

(1) 認可保育所等利用の手続き～入所までの流れ～



入所希望する施設を6園まで選択して申請できます。

入所できるように、なるべく多くの施設を入所希望するよう検討して申請してください。

(2) 認可保育所等入所申請の種類

現在の預け先の状況により、認可保育所等の申請方法が変わります。

現在の預け先の状況	申請の種類	必要書類 (P.17～18 参照)
初めての申請 (認可保育所等に在園していない)	新規申請	○申請書一式
現在の認可保育所等は退園して 他の認可保育所等に行きたい	新規申請	○申請書一式 ○在園している認可保育所等の「退園届」を提出
現在の認可保育所等に在園しつつ 他の認可保育所等への転園を希望したい ※「転園」により内定となった場合は、元の認可保育所等は退園となります。 内定を辞退した場合も同様に退園となります。	転園申請	○転園申請書 ○保育の必要性が分かる書類 ○転居・勤務地変更等(予定含む)による申請の場合は証明書類が必要

- 3歳児クラスから認定こども園の幼稚園部分(1号認定)への入園申請をしつつ、認定こども園の保育所部分、保育所(2号認定)を希望している方の入所申請も上記と同様です。
- 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分を併願する場合の幼稚園入園手続きは、各幼稚園にご相談ください。
- 「退園届」を提出したあとに退園を取り消すことはできませんので、ご注意ください。
- 新規申請、転園申請、どちらでの入所にかかわらず、入所後は2～3週間程度かけて少しずつ預かり時間を長くしていく「慣らし保育」を行っていただきます。原則、慣らし保育を省略することはできません。慣らし保育の期間等は各施設にお問い合わせください。

(3) 認可保育所等入所申請スケジュール

① 令和7年2月・3月・4月に入所を希望する場合 ※令和6年12月以降の入所希望も同時申請可

【1次入所申請】

申請期間	令和6年10月11日(金)～令和6年11月8日(金) 17時 必着	
	■ 不足書類・内容変更等の受付も11月8日(金)17時までです。 ■ 申請期間後に提出した書類は、2次審査からの対象となります。 ■ 追加書類(就労証明書、児童の預かり実績証明書等)は郵送でも提出可能です。 ■ 電話での希望園等の変更はできません。必ず「申請内容(希望園)等変更連絡届」を申請期間内にご提出ください。 ■ 転園申請も上記と同様です。	
結果発送	■ 1月中旬に郵送にて結果通知 【内定の方】「保育所入所承諾通知書」を送付(入所月は通知に記載あり) 【待機の方】4月1次の「保育所入所待機通知書」を送付 ■ 1次審査で待機となった方は引き続き2次審査を行います。結果発送は下記【2次入所申請】参照	
申請先	郵送申請	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市保育課 認定給付担当 宛 ■ 受付期間内に申請書一式をお送りください。(P.17～18 参照) ■ 切手の料金不足で返送された場合は、再度保育課に提出してください。それにより申請期間を過ぎてしまっても申請を受け付けることはできません。
	窓口申請	茅ヶ崎市役所本庁舎1階 9番窓口 保育課 ■ 月から金曜日 8時30分から17時まで(祝日、年末年始除く) ■ 小出支所、各出張所では申請できません。

【2次入所申請】

申請期間	2月2次	令和6年11月11日(月)～令和7年1月10日(金) 17時 必着
	3月2次 4月2次	令和6年11月11日(月)～令和7年2月10日(月) 17時 必着
	■ 不足書類・内容変更等の受付も上記申請期間内となります。 ■ 申請期間後に提出した書類は、翌月審査からの対象となります。	
結果発送	■ 2月2次入所の結果発送 1月20日以降 ※「保育所入所待機通知書」は2月が初回申請の方のみ送付 ■ 3月2次入所の結果発送 2月20日以降 ※「保育所入所待機通知書」は3月が初回申請の方のみ送付 ■ 4月2次入所の結果発送 3月10日以降 ※「保育所入所待機通知書」は4月2次待機の方全員に送付	

② 年度途中(令和7年5月以降)の入所を希望する場合

申請期間	入所希望月の前月10日まで(土曜・日曜・祝日・年末年始の場合は前開庁日)必着 ■ 不足書類・内容変更等も同じ申請期間の受け付けです。 ■ 申請期間後に提出した書類は、翌月審査からの対象となります。
結果発送	入所希望月の前月20日頃 【内定の方】電話連絡のうえ、後日「保育所入所承諾通知書」を送付します。 【待機の方】初回入所希望月のみ「保育所入所待機通知書」を送付します。

(4) 認可保育所等の入所申請に必要な書類

申請書一式をお手元に用意し、照らし合わせてご覧ください。

記入漏れや書類不足があり審査に必要な項目が読み取れなかった場合は、審査で不利になることがあります。

1. 全員提出が必要な書類

必要書類等	注意点
①教育・保育給付認定（変更）申請書	きょうだいで申請する方は、きょうだいそれぞれの申請書を用意する。
②認可保育所等入所申請に関する同意書	すべての項目に同意して□にチェックをし、保護者が署名する。
<以下、郵送で申請する方のみ>	
郵送提出確認書 兼 提出書類確認書	申請にあたって内容確認のチェックリストを読み、必要書類が不足なく揃っているか確認する。
■返信用封筒（長3サイズ封筒） ■料金分切手（110円）	返信用封筒の用意がない場合・切手の貼付がない場合は、申請書類受付控を送付できず、不足書類・不備があっても案内ができません。

2. 保育の必要性がわかる書類

保護者（父・母）それぞれの保育の必要性に応じて書類を提出してください。

きょうだいで申請する場合は、書類1枚に対し、きょうだい連名で記入してください。

保護者の状況	必要書類と注意事項
就労 ■雇用されている方 ■内定状態の方 ■育児休業中の方 ■父母自身または祖父母が代表者である会社等に雇用されている方 ■自営業の方 ■自営業補助の方	③就労証明書 ※証明日が令和6年8月1日以降のもの ■保護者の就労先に依頼し、記載されたものを提出 ■証明日の翌日以降に就労開始する場合は内定状態とみなす ■育児休業中の場合は復職が前提のため、復職しない場合は内定取消・退園となる ③就労証明書 ※証明日が令和6年8月1日以降のもの ○自営を証明する書類の写し1点以上を添付。不足の場合は③を不備として扱う ■自営：直近の確定申告書や開業届（初年度のみ。税務署への提出日が分かるもの）、営業許可証（初年度のみ。自営代表者の記名があるもの）の写し等 ■代表者：登記事項証明書等 ※会社の代表者氏名が分かるもの
求職 ■求職活動中の方 ■起業（開業）準備中の方	④求職活動誓約書 兼 起業準備状況申告書 ○求職活動状況を確認できる書類（雇用保険受給資格者証など）がある場合は添付 ○開業（起業）に向けた準備状況を確認できる書類がある場合は添付
就学 学校や職業訓練校に通っている方	⑤就学に関する調書 ○在学証明書と授業カリキュラム等の時間割がわかる書類の2点
介護・看護 病人や障がい者、要介護者の介護・看護をしている方	⑥介護・看護に関する調書 ○病人の診断書または被介護者の介護保険被保険者証・障害者手帳等の写し ■病状、介護・看護が必要な期間や要介護の状態が分かるもの
疾病・障がい 保護者自身に病気、障がいがある方	⑦疾病・障がいに関する調書 ⑧診断書、または障害者手帳等の写し ■⑧は証明日が令和6年8月1日以降のもの。⑧と同内容を記載した病院発行の別書式の診断書でも可
妊娠・出産 妊娠・出産予定がある方	⑨-1 出産予定連絡票（教育・保育給付認定用） ■これから出生する児童の申請を行う場合も要提出
災害復旧 災害復旧のため保育が困難な方	り災証明書

3. 申請する児童や世帯の状況で必要になる書類

ご自身のご家庭に該当する事項があるか必ず確認してください。

必要書類等	添付書類と注意事項
⑩復職済証明書	休業中の職場に復職（産後または育児休業明けなど）した場合 ※未来日無効
⑪児童の預かり実績証明書	児童を有料で認可外保育施設や一時預かり等に預けて月64時間以上の就労等をしており、直近2か月において、継続した利用実績がある場合 ○利用施設種別がファミリー・サポート・センターの場合は、過去2か月分の「援助活動報酬領収書」の写しを添付 ※送迎のみの利用は対象外
⑫認可保育所等入所利用調整における調整指数の加点にかかる申出書	保護者が茅ヶ崎市内の保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所部分）に保育士または看護師として就労することにより、以下に該当する場合 (1) 当該施設の受入児童数が増加し、本市の待機・保留児童解消、受入児童数の減少の防止に資する ○保育士証の写しを添付 (2) 医療的ケアが必要な児童を受け入れることが可能となる体制を整備できる ○看護師免許の写しを添付
⑬ひとり親世帯に関する申立書	ひとり親世帯（父子・母子）の方、それに準ずる方 ※以下のいずれかの必要書類（1点以上）が揃っていない場合は、ひとり親世帯（準ずる）として認定及び入所審査はできません (1) 公的書類ですでにひとり親であることが認められている場合（離婚・死別・未婚） ○戸籍謄本、受理証明書、児童扶養手当証書、ひとり親福祉医療証等 (2) 離婚調停中（婚姻費用分担調停は除く）、協議離婚予定の場合 ○離婚調停中であるとわかる書類、弁護士発行の書類、公正証書等 (3) 配偶者が行方不明・生死不明 ○警察署長発行の行方不明者届受理証明書等
転入に関する申立書	市外から茅ヶ崎市に転入予定の方 ■ 申立書の提出が無い場合は転入予定がないものとみなし審査対象外とします ○賃貸借契約書・不動産売買契約書等がある場合には写しを添付
生活保護受給者証	生活保護を受給している方

4. 保育料の軽減に必要な書類

以下に該当する世帯は、必要書類の写し等を提出することで、保育料が軽減となる場合があります。

ひとり親世帯	すでにひとり親であることが認められていることが分かる書類 ○戸籍謄本、受理証明書、児童扶養手当証書、ひとり親福祉医療証等
障がい者がいる世帯	療育手帳、身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、障害基礎年金証書、特別児童扶養手当証書
生活保護受給世帯	生活保護受給者証
多子世帯	保護者と住民票を別にしていてる子と生計を一にしている場合 ○生計が一であるとわかる書類（健康保険証の資格情報、別居している子への仕送りの事実が分かる預金通帳）

申請書類はこちらから➡



(5) 市外認可保育所等への申請と市外の方からの申請

① 茅ヶ崎市内にお住まいの方が、茅ヶ崎市外の認可保育所等の入所申請をする

申請書提出先	茅ヶ崎市への提出締切日	必要書類
茅ヶ崎市保育課 ※郵送申請不可	入所希望する市区町村の申請締切の 1週間前まで	○入所希望する市区町村が定める申請書類一式

- 申請の要件・締切日・必要書類は、あらかじめご自身で入所希望する市区町村に確認し、用意してください。
- 提出された申請書類は、茅ヶ崎市から入所を希望する市区町村へ郵送しますが、その際、茅ヶ崎市が作成する依頼書を添付する必要があります。茅ヶ崎市への提出が入所希望する市区町村の締切日間近で、申請書類と依頼書の到着が申請期限を過ぎてしまった場合の責任は負いかねます。必ず期日に余裕を持ってご提出ください。

② 茅ヶ崎市外にお住まいの方が、茅ヶ崎市内の認可保育所等の入所申請をする

現在お住まいの市区町村の保育園担当課を通じて申請を受け付けします。

申請書の提出方法・締切日などは、現在お住まいの市区町村の保育園担当課に確認してください。

ア 入所日の前月末までに、茅ヶ崎市に転入する予定がある

申請書提出先	茅ヶ崎市への申請締切日※必着	必要書類
現在お住まいの市区町村の 保育園担当課	P.16(3)に準ずる	○申請書類一式 ※茅ヶ崎市の書式 ○転入に関する申立書 ○売買契約書、賃貸借契約書等

- 転入予定がある方は、4月1次審査の対象となります。
 - 【転入に関する申立書】の提出がある場合は、入所希望月の前月末までに転入予定があるとみなして、茅ヶ崎市民と同等の利用調整点を配点して審査を受けることができます。
 - 転入に関する申立書と併せて不動産売買契約書や賃貸借契約書等の「転入先」、「建物の引き渡し日」、「契約者双方の署名と押印」の記載がある書類を提出してください。
 - 【転入に関する申立書】の提出があっても、転入先が確定していない場合は、マイナス点を配点して審査します。
 - 入所決定後、入所月前月末までに転入手続きしたことを確認できない場合は内定取消となります。
- 転入後、速やかに茅ヶ崎市保育課の窓口にお立ち寄りいただき、あらためて茅ヶ崎市民として「①教育・保育給付認定(変更)申請書」を提出してください。提出が確認できない場合、内定取消となることがあります。

イ 茅ヶ崎市に転入する予定はないが、茅ヶ崎市に在勤・在学・里帰り出産の要件がある

申請書提出先	茅ヶ崎市への申請締切日※必着	必要書類
現在お住まいの市区町村の 保育園担当課	P.16(3)に準ずる	申請書類一式

- 申請書一式は、お住まいの市区町村の書式でも茅ヶ崎市の書式でもかまいません。
- ただし、茅ヶ崎市の認可保育所等申請と同等のルールに合わせた必要書類を揃えてご提出ください。保育の必要性が分かる書類が不足している場合は、要件がないものとして申請を受け付けません。
- 在勤・在学の要件の場合は2月・3月・4月申請は2次入所から審査対象です。里帰り出産での申請は1次入所から審査の対象となります。
 - 在勤・在学・里帰り出産要件の方が入所意思の選択を「希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい(待機してもよい)」とする場合は申請を受け付けません。

③ 茅ヶ崎市に転入予定がなく、在勤・在学・里帰り出産の要件もない

茅ヶ崎市に申請する要件(転入予定・在勤・在学・里帰り出産)がない方は申請を受け付けません

(6) 申請書の有効期限

入所希望月の属する年度内が審査有効です。ただし、今年度の12月から3月入所と翌年4月申請を併せて行う場合は、その翌年度内まで有効となります。一度提出した書類は有効期限内であれば毎月入所審査を行います。家庭の状況や、お子さんの様子に変わったことがあれば締切日にかかわらず必要書類を提出してください。

入所希望 初回月	申請受付期間	令和6年度審査対象							令和7年度		
		11月	12月	1月	2月 1次	2月 2次	3月 1次	3月 2次	4月 1次	4月 2次	5月 以降
11月	～ 10月10日(木)	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
12月	10月11日(金) ～ 11月8日(金)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
1月	10月11日(金) ～ 11月8日(金)			○	○	○	○	○	○	○	○
	11月11日(月) ～ 12月10日(火)			○	×	○	×	○	×	○	○
2月1次	10月11日(金) ～ 11月8日(金)				○	○	○	○	○	○	○
3月1次							○	○	○	○	○
4月1次									○	○	○
2月2次	11月11日(月) ～ 1月10日(金)				×	○	×	○	×	○	○
3月2次	11月11日(月) ～ 2月10日(月)						×	○	×	○	○
4月2次									×	○	○
5月以降	入所希望月の 2か月前の11日 ～ 入所希望月の 前月10日										○

※入所希望月の前月10日まで(土曜・日曜・祝日・年末年始の場合は前開庁日)必着

(7) 保育所入所待機通知書が発行できる時期

入所申請していない審査月の場合や、「内定」となった審査月の「保育所入所待機通知書」は発行できません。

① 4月1次・4月2次および入所を希望した初回月に待機となったとき

4月1次・4月2次および入所希望した初回月に待機となった場合、発行希望の有無に関わらず、待機の方全員に「保育所入所待機通知書」を送付します。発行の手続きは不要です。

② 入所を希望した初回月の翌月以降も待機となったとき

初回月の翌月以降も引き続き待機となった場合、「保育所入所待機通知書」は送付しません。送付を希望する方は、市ホームページの発行依頼フォームから手続きをしてください。1週間程度でご自宅に郵送します。

「保育所入所待機通知書」は、対象月の入所審査が終わるまで発行できません。通知を発行できるのは入所審査月の前月20日以降です。

申請の期限切れに注意してください。申請書の審査有効期限が前年度末で切れたまま、該当月の申請がなく審査の対象になっていない場合や入所申請の取り下げをしている場合には、いかなる理由であっても追加の入所決定や待機通知書の発行はできません。

育児休業中の方の申請は、必ず、就労先や管轄のハローワークなどに申請時期等をご自身でご確認いただき、漏れや間違いがないよう手続きを行ってください。

待機通知書
発行依頼フォーム



<令和6年11月分から令和7年10月分までの待機通知書発行可能時期>

必要月	発行可能時期	必要月	発行可能時期	必要月	発行可能時期
令和6年11月	令和6年10月21日(月)以降	令和7年3月1次	令和7年2月20日(木)以降	令和7年6月	令和7年5月20日(火)以降
令和6年12月	令和6年11月20日(水)以降	令和7年3月2次		令和7年7月	令和7年6月20日(金)以降
令和7年1月	令和6年12月20日(金)以降	令和7年4月1次	令和7年1月15日(水)以降	令和7年8月	令和7年7月22日(火)以降
令和7年2月1次	令和7年1月20日(月)以降	令和7年4月2次	令和7年3月10日(月)以降	令和7年9月	令和7年8月20日(水)以降
令和7年2月2次		令和7年5月	令和7年4月21日(月)以降	令和7年10月	令和7年9月22日(月)以降

8 認可保育所等入所利用調整

(1) 認可保育所等入所利用調整基準

認可保育所等の利用調整では、「認可保育所等入所利用調整基準」に基づき保育の必要性を指数化し、点数が高い方から入所となります。申請の先着順ではありません。

一人でも多くの児童に保育が提供できるように調整を行うため、点数が高い方でも第2希望以降の保育所等に入所となることがあります。

$$\text{【父の基本指数】} + \text{【母の基本指数】} + \text{【調整指数】} = \text{【利用調整点数】}$$

※ひとり親世帯の場合は、基本指数を倍にして計算します。

以下の利用調整基準の指数は、令和7年4月入所利用調整から改定され、適用されます。

(2) 『基本指数』

類型	細目		点数
1 就労 （ 自営業主 自営業専従者 家族従業者 を含む ）	月160時間以上（月20日以上かつ1日8時間以上等）		15
	月140時間以上（月20日以上かつ1日7時間以上等）		14
	月120時間以上（月20日以上かつ1日6時間以上／月16日以上かつ1日8時間以上等）		13
	月112時間以上（月16日以上かつ1日7時間以上等）		12
	月96時間以上（月16日以上かつ1日6時間以上等）		11
	月80時間以上（月16日以上かつ1日5時間以上等）		10
	月64時間以上（月16日以上かつ1日4時間以上等）		9
	上記以外 ※月64時間未満の就労、自営を証明する書類の未提出、不備のある証明書の提出などの場合		4
2 求職活動中			1
3 妊娠・出産	産前産後期間のみ入所の場合（産後休業後に育児休業を取得する場合を含む） ※入所期間は産後期間終了日の翌日が属する月の月末まで		14
	産後休暇終了後、別の類型に変更となる場合（育児休業を取得する場合は除く） ※入所期間は変更後の類型の入所期間に準じる		変更後の類型における点数と14のいずれか低い方
4 疾病・障がい	（疾病）	入院（概ね1か月以上の入院をしている、または入院の決定がされている場合）	15
		常時寝たきり	15
		寝たきりでないが、通院加療を行い、安静が必要で保育が困難な場合	13
		診断書等添付資料未提出	4
	（障がい）	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級	15
		身体障害者手帳3級・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級	13
		上記以外の各種手帳等を所持している	11
		手帳等添付資料未提出	4

5 介護・看護	【1 就労】に準ずる ※ 上記以外については、月6 4時間未満の介護・看護、診断書等の未提出などの場合	4～15
6 災害復旧		15
7 就学・職業訓練 の受講	月160時間以上（月20日以上かつ1日8時間以上等）	13
	月140時間以上（月20日以上かつ1日7時間以上等）	12
	月120時間以上（月20日以上かつ1日6時間以上／月16日以上かつ1日8時間以上等）	11
	月112時間以上（月16日以上かつ1日7時間以上等）	10
	月96時間以上（月16日以上かつ1日6時間以上等）	9
	月80時間以上（月16日以上かつ1日5時間以上等）	8
	月64時間以上（月16日以上かつ1日4時間以上等）	7
	上記以外の場合 ※ 書類未提出などの場合	4
8 その他	市長が保育の必要性を認める場合	所長が定める
	以下の <u>いずれにも該当しない</u> 場合 ・ 市内に住民登録し居住している（する予定がある）場合 ・ 市内に在勤・在学している（する予定がある）場合 ・ 里帰り出産により、産前産後期間のみ保育所等の利用を希望する場合	申請不可

【妊娠・出産要件の配点について】

- ・産前6週、産後8週を含む期間のみの入所を希望される場合、配点は指数表3の記載どおり「14点」となり、産後休暇終了日の翌日の月末で退所となります。
- ・出産後、「育児休業等を取得せず、保育の必要性がある場合」は、入所継続することも可能です。申請時に、保育の必要性に関する書類（「③就労証明書」等）をご提出ください。ただし、保育の必要性に関する書類に基づいた配点が「14点」より低い場合は、低い方の点で審査を行います。

【転園希望の場合の点数の取り扱い】

「転園」により内定となった場合は、元の認可保育所等は退園となります。内定を辞退した場合も同様に退園となります。

転 園	きょうだいを同園にするために転園を希望する場合 ※ 別々の保育所等に入所している児童をどちらか一方の保育所等に転園させる場合 在園中に転居や勤務地変更等があった（もしくは転園を希望する月の初日時点で変更が予定されている）場合で転園を希望する場合 ※ 転居予定は、不動産売買契約書等により予定が確認できる場合に対象 ※ 勤務地変更等は、就労証明書や辞令の写し等によりその事実が確認できる場合に対象	基本指数 + 調整指数
	新たに開園した認可保育所等または地域型保育事業から保育所に移行する施設への転園を希望する場合 ※開園月、移行月を含めて6か月間 上記以外の理由により転園を希望する場合 ※ 小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業に在籍している児童の転園を希望する場合も含む（2歳児クラス児童の翌年度4月利用調整以降は除く） ※ 育児休業に伴う保育所等入所継続制度を利用中の児童の転園を希望する場合も含む	基本指数 + 調整指数 + (-10点)

※「転園」は茅ヶ崎市内の認可保育所等に在園している児童が、茅ヶ崎市内の他の認可保育所等への転園希望申請を行う場合と、育児休業に伴う入所継続制度を利用している児童（市内外からの申請を問わず）が茅ヶ崎市内の認可保育所等への申請を行う場合に適用します。

(3)『調整指数』

【就労に対する調整指数】		点数
保護者のいずれかが産前産後休暇中または育児休業中であり、児童の預け先が確保でき次第、復職予定である場合		1
保護者のいずれもが月64時間以上就労している場合		1
就労内定（現に就労しておらず、入所希望月中に就労開始することが内定していること。または現に就労しており、入所希望月中に就労時間を増やすことが内定していること。）している場合		- 2
保護者が茅ヶ崎市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所部分）に保育士として就労することにより、当該施設の受入児童数が増加し、本市の待機・保育児童解消に資することとなる場合 ※転園申請には適用しない	保育士の就労時間160時間／月 以上の場合	15
	保育士の就労時間112時間／月 以上の場合	10
	保育士の就労時間 64時間／月 以上の場合	5
保護者が茅ヶ崎市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所部分）に保育士として就労することにより、当該施設の職員欠員等による受入児童数減少の防止に資することとなる場合 ※転園申請には適用しない		5
保護者が茅ヶ崎市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所部分）に就労することにより、医療的ケアが必要な児童を受け入れることが可能となる体制を整備できる場合 ※医療的ケアとは、・喀痰吸引（口腔・鼻腔内）・喀痰吸引（気管カニューレ内部）・経管栄養（胃ろう・腸ろう）・経管栄養（経鼻）・導尿・インスリン注射・その他医療行為を指す ※転園申請には適用しない		15
【就学・職業訓練の受講に対する調整指数】		点数
通信大学・通信教育であり、スクーリング（対面授業）がない場合		- 2
公共職業安定所（ハローワーク）における職業訓練である場合		1
【世帯状況による調整指数】		点数
ひとり親世帯（死別・生死不明・行方不明）である場合 ※同居人（パートナー等）がいる場合を除く		10
ひとり親世帯（離婚・未婚）である場合 ※同居人（パートナー・元配偶者等）がいる場合を除く		9
ひとり親世帯に準ずる世帯（離婚調停中等）である場合 ※同居人（パートナー・配偶者等）がいる場合を除く		8
ひとり親世帯またはひとり親世帯に準ずる世帯であり、求職活動中で、就労の必要性が高いと認められる場合		1～19
保護者の一方が単身赴任などにより、入所希望月の初日以降6か月以上不在となる（予定も含む）場合 ※就労証明書や辞令等の写しなどにより不在（予定も含む）を証明できる場合のみ		2
【きょうだい状況による調整指数】 ※複数に該当する場合は、最大で2点までが加算される		点数
きょうだいが在園している場合 ※きょうだいが在園している認可保育所等の利用調整時のみ加点し、それ以外の認可保育所等の利用調整時は加算対象外 ※認定こども園において、1号（幼稚園児）入園しているきょうだいは対象外		2
きょうだいでの申請（双子、三つ子以上での申請は除く）である場合		1
双子、三つ子以上での申請である場合		2

【施設利用の状況による調整指数】		点数
有料で児童を預けている場合 ※ 育児休業中の利用は対象外	認可外保育施設等（院内保育、職場内託児施設、企業主導型保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用を含む）を利用中であり、直近2か月において、月64時間以上の継続した利用実績が確認できる場合	2
	認可の事業所内保育事業（従業員枠）において、年齢上限のクラス（2歳児クラス）に在籍している場合（翌年度4月入所申請のみ対象）	2
茅ヶ崎市内の小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）を利用している場合	茅ヶ崎市内の小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）のうち、連携園の設定がない施設を利用しており、年齢上限のクラス（2歳児クラス）に在籍している場合（翌年度4月入所申請のみ対象） ※ 連携園設定前までに下記施設へ入所した児童も対象とする。 ● サクラフェリーチェ保育園・辻堂 R5.9.1 までに入所 ● HANA I みらい保育園 サザン通り R5.9.1 までに入所 ● ぼとふ茅ヶ崎保育園 R6.9.1 までに入所 ● 朝日ルート1保育園 R6.9.1 までに入所 ● かもめ保育園 R6.10.1 から R7.9.1 までに入所	8
利用している認可保育所等が閉園する場合	利用している認可保育所等が閉園となり、閉園後に他の認可保育所等への入所を希望する場合 ※ 閉園する月の翌月の入所申請および閉園する月の翌月以降の継続した入所申請（待機となっている間）のみ対象 ※ 閉園後に他の認可保育所等への連携入所が可能な場合は対象外	8
【福祉的状況による調整指数】		点数
生活保護受給中かつ保護者のいずれかが求職活動中である場合		2
こども家庭センターの支援を受けている場合		1
児童相談所からの要請があった場合または児童に対する保護の必要性が確認された場合		1～10
育児休業に伴う入所継続制度を利用可能な児童が、制度を活用せずに退園し、再度退園時の保育所等への入所を希望する場合 ※ 令和6年3月末までに退園した児童が対象		10
福祉事務所長が保育の緊急性が高いと判断した場合または児童の成長環境に配慮が必要と判断した場合		所長が定める
【福祉的状況による調整指数】		点数
市外に居住する者からの申請	市内に転入予定がなく、市内に在勤・在学している（する予定がある）場合	-8
	市内に転入予定だが、転入先が未定の場合	-10
	市内に転入予定があり、転入先が確定している場合	減点なし
	里帰り出産により、産前産後期間中の入所を希望する場合	減点なし
過去に内定辞退した者が、内定辞退した入所月と同じ年度内に再度入所申請をした場合 ※ 同じ年度内においては、内定辞退をした回数に応じて減点を累積する ※ 内定辞退した月の翌年度4月以降の入所申請については、減点対象外		-2
【入所希望区分による調整指数】		点数
審査月時点で「①教育・保育給付（変更）申請書」の入所意思の選択を『B.希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい』を選択している場合		利用調整点0

9 申請後・入所決定後（内定）の注意点

（１）申請後の注意事項

① 申請の取り下げをしたい場合

「家庭での保育が可能になった」、「認可保育所等を利用する必要がなくなった」などの理由で申請を取り下げる場合は、速やかに保育課にご連絡いただき、後日、「認可保育所等入所申請取下書」を提出してください（市ＨＰから電子申請での提出可）。「認可保育所等入所申請取下書」の提出が遅れても、連絡を受けた時点で入所審査対象外となります。

申請を取り下げた場合、提出いただいている申請書類の返却はできません。再度申請をする場合は、申請書類一式をご用意ください。

4月1次入所申請は12月27日（金）まで、4月2次入所申請は2月28日（金）までに保育課に取り下げの連絡をしてください。

② 申請時から入所決定までの間に状況が変わった場合

就労している会社との雇用契約を変更して就労時間が変わる、出産の予定ができた、お子さんの健康状態など、申請時点の状況から変更があった場合は、必ず保育課に連絡のうえ、必要な書類を提出してください。ご連絡や書類の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合は、内定取消や退園につながる場合があります。

（２）入所決定後（内定）から入所までの間の注意事項

以下に該当すると判断したときは「内定取消」・「退園」となることがあります。

① 審査の公平性を保てないとき

入所審査は、原則、基準日時点（申請締切日時点）の状況とそれを証明する書類に基づいて行います。一部の認可保育所等入所利用調整点（P.21～24）は、入所希望月時点の状況に応じて配点します。

「お子さんが産まれる」、「育児休業を延長する」、「転職する」などの家庭状況の変化や、「就労時間が変わる」などの保育の必要性の変更（予定）があるときは、申請締切日を過ぎたとしても、追加で書類の提出が必要になります。

入所決定後、状況に変更があるときは必ず保育課に連絡をしてください。入所審査の公平性が保てないと認められる場合は、内定取消または退園となる場合があります。

② 安全にお子さんをお預かりすることができないと判断されたとき

アレルギーや認可保育所等で対応が必要な疾病、服薬、医療対応などが理由で、お子さんを安全にお預かりできる体制が整わないと判断される場合に、内定取消となることがあります。お子さんの発育等で気になる点は必ず申請書にご記入いただくとともに、申請後から入所までの期間にアレルギーの重症化、エピペン使用の開始、服薬種類の増加など、お子さんの成長、発達で変化がありましたら、保育課までお知らせください。

（３）内定後に辞退し、再度入所申請をしたい場合

一度内定すると提出した申請書は「無効」になります。書類の返却、コピーはできません。

複数の認可保育所等を希望していた場合、入所審査により内定が通知された時点で、他の認可保育所等への利用申請の効力は失効します。入所審査で内定した施設の入所を辞退し、他の認可保育所等の利用を希望するときは、改めて申請する必要があります。なお、内定辞退した入所月と同じ年度内に再度入所申請をする場合、マイナス点が配点されます。

内定辞退した月の待機通知は発行できませんので、ご注意ください。

なお、2月・3月・4月の1次入所申請をして内定辞退した場合に、2次入所申請から「④教育・保育給付（変更）申請書」で、入所意思の選択を「B. 希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい」とする入所申請は受け付けません。

10 見学・保育所等入所申請の相談

(1) 保育所等の申請方法などについて聞きたい

「保育園と幼稚園の違いはなに?」「どうしたら保育園に入れるの?」「保育園に入りたいけど、何から始めたらいいのかわからない・・・」このようなときは、保育課窓口または電話で相談することができます。お気軽にお問い合わせください。

来庁の場合は地図を見たり、しおりを一緒に見たりしながら説明いたします。電話の場合は、お手元に保育所等のしおりを用意してお話してください。

(2) 保育所等の見学

保育所等の入所申請をする前に、施設の見学を行い、お子さん、ご家庭にあった施設を希望してください。

入所した後、「こんなはずじゃなかった!」を防ぐためにも、ぜひ見学をしてください。家庭的保育事業や一部の施設では見学必須としています。

見学を希望する場合は、各施設のホームページで予約方法をご確認いただき、見学の日程調整をしてください。

なるべく短時間で済むように、事前にホームページなどで予習をしておきましょう。質問事項をまとめておくとスムーズです。

(3) 保育コンシェルジュに相談したい

保育課には保育サービス全般に関する相談員である「保育コンシェルジュ」がいます。

お子さんの預け先や子育てに関する保護者の相談を受けながら、認可保育所のほか、認可外保育施設や一時預かり事業など、それぞれのご家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供や相談などを行います。

保育コンシェルジュ相談を希望する方は市ホームページの『保育コンシェルジュ予約フォーム』から予約してください。

4月1次入所申請の時期や例月の締切日前は非常に込み合いますので、早めに予約・相談をしてください。

予約を取らずに保育課職員に相談したい場合は、いつでも来庁・電話での相談が可能です。

保育コンシェルジュ予約



(4) よくあるご質問 (Q&A)、保育所等の待機・空き・入所の状況

市ホームページにまとめて掲載しておりますので、ご覧ください。

よくある質問



待機・空き状況



入所の状況



(5) 医療的ケアが必要なお子さんの申請

認可保育所等での生活にあたり、医療的ケアが必要となるお子さんについては、事前に保育課への相談や、施設の見学などが必要です。相談の流れや必要な手続きについての詳細は、市ホームページをご覧ください。

医療的ケア児



11 認可保育所等の保育料・副食費

(1) 利用する施設の種類の利用料（保育料）無償化

子育て世帯の経済的な負担軽減等を図り、生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料（保育料）を無償化しています。副食費・延長料金等は無償化の対象外です。

保育課での手続きにより「認定」を受ける必要がある場合があります！

表の【★】マークは「子育てのための施設等利用認定給付」（新認定2号・3号）（P.32）の手続きが必要です。

※以下、市区町村民税を「市民税」と表記しています。

≪ 4月1日時点での児童の年齢が0歳から2歳までの場合 ≫

市民税	施設の種類	保育の必要性の認定	利用料（保育料）
課税世帯	幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）の 満3歳児クラス	教育時間	不要
		預かり時間	無償化の対象外です（3歳児クラスから対象）
	上記以外 ※認可保育所等の保育料についてはP.28を参照		無償化の対象外です（3歳児クラスから対象）
	幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）の 満3歳児クラス		必要
非課税世帯	幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）の 満3歳児クラス	教育時間	不要
		預かり保育	必要
	認可保育所等		必要
	認可外保育施設等 （一時預かり事業、病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業含む）		必要

≪ 4月1日時点での児童の年齢が3歳から5歳までの場合 ≫

利用する施設の種類	保育の必要性の認定	利用料（保育料）
幼稚園	教育時間	不要
	預かり保育	必要
	教育時間	不要
	預かり保育	必要
認定 こども園	幼稚園部分	必要
	預かり保育	必要
	保育所部分	必要
	保育所	必要
認可外保育施設等 （一時預かり事業、病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業含む）		必要
就学前障がい児の発達支援事業 ※詳細は障害福祉課へお尋ねください		不要

(2) 0歳児クラスから2歳児クラスの認可保育所等の保育料（利用者負担額）基準額表

（算定対象となる市民税所得割額について P.30 参照）（単位：円）

利用者負担額		2・3号認定					
階層	階層区分 (市民税世帯合算額)	保育標準時間 (11H)		保育短時間 (8H)		きょうだいの数え方	
A	生活保護世帯等	0		0		多子世帯 所得割合算額 57,700円未満	ひとり親世帯等 所得割合算額 77,101円未満
B	非課税	0		0			
	均等割のみ課税（要保護世帯）						
C	均等割のみ課税	6,700	3,350	6,700	3,350	保護者と生計が同一の子等であれば、 年齢に関わらず、上から順に第1子、 第2子、第3子と数える。	
D1	48,600円未満	7,800	3,900	7,600	3,800		
D2	48,600円以上52,000円未満	12,000	6,000	11,700	5,850		
D3	52,000円以上57,000円未満	15,200	7,600	14,900	7,450		
D4	57,000円以上65,000円未満	17,700	8,850	17,300	8,650		
D5	65,000円以上77,101円未満	19,800	9,000	19,400	9,000	多子世帯 所得割合算額 57,700円以上	ひとり親世帯等 所得割合算額 77,101円以上
	77,101円以上79,000円未満	19,800		19,400			
D6	79,000円以上97,000円未満	24,800		24,300		認可保育所等、学校教育法第1条の 幼稚園、認定こども園、地域型保育 事業、企業主導型保育事業、特別 支援学校幼稚部、居宅訪問型児童 発達支援、児童心理治療施設、児童 発達支援及び医療型児童発達支援に 在籍している就学前のきょうだいに ついて、上から順に第1子、第2子、 第3子として数える。	
D7	97,000円以上132,000円未満	31,800		31,200			
D8	132,000円以上169,000円未満	39,300		38,600			
D9	169,000円以上183,000円未満	41,900		41,100			
D10	183,000円以上214,000円未満	46,900		46,100			
D11	214,000円以上253,000円未満	49,200		48,300			
D12	253,000円以上301,000円未満	54,300		53,300			
D13	301,000円以上358,000円未満	56,300		55,300			
D14	358,000円以上397,000円未満	58,300		57,300			
D15	397,000円以上	72,800		71,500			

- D1 から D15 までの階層区分欄に記載されている金額は、保護者の市民税所得割額（P.30(4)参照）を合算した額です。
- 第2子は表記されている金額（太枠を除く）の半額、第3子は無料となります。
- 太枠内の料金は、ひとり親世帯等の第1子の金額となり、第2子以降は無料となります。
- 里親委託されている児童については、保育料（利用負担額）0円、副食費は免除対象です（対象となるには申請が必要です）。
- 児童養護施設に入所している児童については、保育料（利用負担額）0円、副食費は免除対象外です。
- 市民税額は住宅借入金等特別控除、配当控除等の控除を適用する前の税額で算定します。

●ひとり親世帯等

ひとり親世帯（離婚調停中や離婚前提別居等は除く）並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯等。該当になる場合は手帳等の写しを提出してください。

●生計が同一の子等

- 保護者が監護し、生計が同一の子であれば、年齢に関わらず対象となります。
- 保護者と生計が同一の子や孫等（保護者が監護していた子どもが成長し、19歳以上になった場合も含む。）であれば年齢に関わらず対象となります。
- ここでの「生計が同一」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、常に生活費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」として取り扱います。
※生計が同一の子等であっても、保護者と住民票を別にしている等の場合は、生計を一にすることが確認できないため、別途生計を一にすることが確認できる書類等（健康保険の資格情報や仕送りの事実が分かる預金通帳の写し等）を提出してください。

(3) 保育料の算定方法

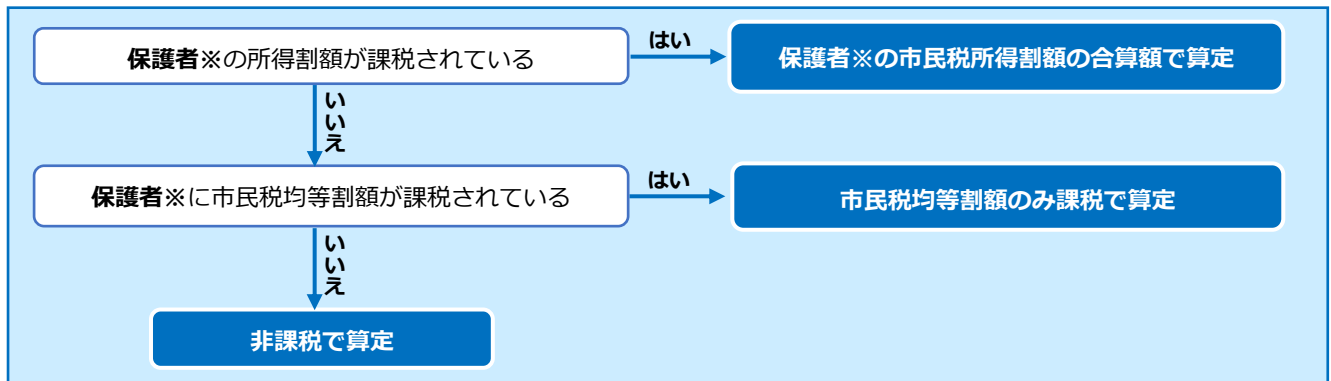
認可保育所等の保育料は、世帯の市民税額によって決定されます。世帯の市民税額の合計は、原則、保護者（父母）の市民税額で決まりますが、保護者が非課税の場合は、同居の祖父母が家計の主宰者であると判断し、同居（同一建物・同一敷地内）の祖父母も算定の対象となります

① 保育料の算定対象

ア 祖父母と同居している場合



イ 祖父母と別居の場合



保護者※：単身（海外）赴任による「別居」、離婚前の「別居」（離婚調停中を除く）、離婚後の元配偶者との「同居」、内縁関係・パートナーの方との「同居」は、同一生計とみなします。そのため、これらに該当する方も保護者として保育料を算定します。

② 保育料算定基準（算定期間）

保護者（世帯）の市民税の合算額によって算定します。毎年 9 月に新年度の市民税額で保育料を算定し直します。

令和 7 年									令和 8 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 6 年度の市民税額 令和 5 年 1 月～12 月までの所得					令和 7 年度の市民税 令和 6 年 1 月～12 月までの所得						

（４）市民税所得割額の確認方法

保育料の算定には、保護者の **市民税所得割額** の合計を用います。

この **市民税所得割額** は、保育料算定において、以下の金額のことをさします。

令和 6 年度のみ適用
(一部令和 7 年度適用あり)



月額保育料の目安については、上記の計算式により、保護者それぞれの **市民税所得割額** を求め、合計した金額をもとに、「保育料（利用者負担額）基準額表」（P.28）を参照してください。ただし、年度の途中で税額変更が生じるなどして、実際の保育料の算定額と目安として算出した金額が異なる場合がありますので、あくまでも目安として考慮していただくをお願いします。

所得割が課税されておらず、均等割のみ課税されている場合や非課税の場合は、それぞれ該当の階層区分（P.28）をご覧ください。

上記の計算式に用いるそれぞれの金額は、該年度の税額通知書や課税証明書により確認が可能です。（一部の金額については記載されていない場合あり）

税額通知書は課税する市区町村から送付されます。課税証明書は、課税する市区町村に申請を行うことで交付を受けることができます。

その年の 1 月 1 日に茅ヶ崎市にお住まいの方 ➡ 茅ヶ崎市が課税
その年の 1 月 1 日に茅ヶ崎市以外にお住まいだった方 ➡ お住まいだった市区町村が課税

（５）仮算定

市民税が未申告または保育料算定書類が不足の場合、「仮算定」とし、保育料を最高額（D15）で算定します。

仮算定が解除となった場合に納めすぎとなった保育料は、原則翌月以降の保育料に充当します。

収入がゼロであることの申告をしていない場合は「未申告」になることがあります。1 月 1 日時点で住民票があった市区町村で申告を済ませ、保育課にご連絡のうえ、「課税・非課税証明書」を提出してください。

（６）保育料の滞納

認可保育所等の運営経費の一部は、保護者から納入していただく保育料から成り立っており、すでに認可保育所等に在園して保育料を支払っている家庭との公平性の観点から、本市では保育料の滞納は重大な問題としてとらえ、収納対策の強化に取り組んでいます。

保育料を納期限までに納めていただけない場合には、「督促状」を送付します。督促後も納めていただけない場合には、法律に基づく滞納処分（給与・預貯金・生命保険等の財産差押処分）等を実施します。

なお、保育料を納めていただけない場合は認可保育所等を退園していただくことがあります。

(7) 保育料の変更等

遡って保育料が還付または追加徴収される場合があります。保育料の変更ができる期間は賦課年度内となります。申請内容から変更が生じる場合は速やかに保育課にご連絡いただき、「税額変更申告書」を提出してください。

【保育料が変更となる場合の例】

- 市民税額の変更
- 就労状況の変更（退職等による標準時間認定から短時間認定への変更など）
- 世帯状況の変更（結婚、離婚、祖父母との同居または別居など）
- 上記例以外でも入所申請、現況調査時の内容からの変更で保育料変更が生じる場合があります。

(8) 副食費の免除

3歳児クラスから5歳児クラス（満3歳クラス含む）に在園している児童の食事代（給食費）のうち、副食費（おかず・おやつ代）は、免除の制度があります。以下のいずれかに該当する方は、副食費が免除されます。

※0歳児クラスから2歳児クラスに在園している方の副食費は、月額保育料に含まれています。

副食費が免除となる世帯

ア 年収360万円未満相当世帯の児童

2号認定	ひとり親世帯等の要保護世帯の場合 市民税所得割額合算が77,101円未満 (P.28 保育料基準額表のAからD5階層の一部)	要保護世帯でない場合 市民税所得割額合算が57,700円未満 (P.28 保育料基準額表のAからD4階層の一部)
1号認定	市民税所得割額合算77,101円未満(D5階層の一部以下)	

イ 所得階層に関わらず、第3子以降の児童

2号認定	就学前のきょうだい※を上から順に数えた場合の第3子以降の児童
1号認定	小学3年生までのきょうだい※を上から順に数えた場合の第3子以降の児童

※きょうだいとは、認可保育所等、学校教育法第1条の幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援に在籍している児童（1号認定については小学3年生までを含む）を指します。

(9) 保育料・副食費の注意点

認可保育所等は入所受入れの体制を整えていますので、実際に登園していなくても保育料は発生します。

保育料は月額で定めています。園をお休み（里帰り出産や入院等を含む）しても月額の保育料をお支払いいただきます。

認可保育所等によっては保育料以外に、父母会費や主食代などの費用がかかる場合があります。事前に入所希望する認可保育所等にお問い合わせください。

12 子育てのための施設等利用給付認定



幼稚園（私学助成幼稚園）の保育料や、幼稚園・認定こども園で実施する預かり保育、認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児病後児保育）の利用料を無償化の対象とするために必要な認定です。下記の（１）の表のいずれかに該当し、該当施設の利用料の無償化を希望される場合は、「子育てのための施設等利用給付認定」を申請する必要があります。

※いわゆる「新１号」・「新２号」・「新３号」認定のことを指します。

（１）子育てのための施設等利用給付認定における認定区分

新１号認定は、利用施設を経由して手続を行う必要がありますので、施設にご相談ください。

認定区分	対象となる児童	保育の必要性	利用施設
新１号認定	満３歳～５歳児クラスの児童	不要	私学助成幼稚園
新２号認定	３歳児～５歳児クラスの児童	必要	新制度移行幼稚園・認定こども園・私学助成幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等※ （※認可外保育施設、病児病後児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センターの利用）
新３号認定	０歳児～２歳児クラスの 市民税非課税世帯の児童		

※対象施設の確認

本認定をもって、全てのサービスが無償となる訳ではありません。利用する施設・サービスが無償化の対象となるかどうかは、施設または施設が所在する市区町村にご確認ください。

ファミリー・サポート・センター利用の場合、送迎のみの利用は除きます。

（２）申請の方法と注意点

必ず施設・サービスの利用開始前に申請手続きを行ってください。

新２号・新３号は下記の必要書類を不備なく全て受け付けした日以降の認定とします。

認定区分	必要書類・注意事項	申請書提出先
新１号	子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書	利用施設
新２号 新３号	○子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書 ○保育の必要性が分かる書類（P.17～18） ■育児休業中の方は、新規に「就労（育児休業）」の要件で 新２号、新３号の認定を受けることはできません。 ■ひとり親世帯等に該当する方は「ひとり親世帯に関する 申立書」に併せて証明書類を提出してください。	幼稚園・認定こども園 ■施設利用前 ⇒ 利用施設 ■施設利用後 ⇒ 保育課 認可外施設等 ⇒ 保育課

認可保育所等の入所申請をして「教育・保育給付２号・３号認定（P.1）」を取得したお子さんと、待機となっている間に上記の「子育てのための施設等利用給付２号・３号認定（※以下、施設等利用給付２号・３号認定）」が必要な方はお申し出ください。すでに取得している「教育・保育給付２号・３号認定」を「施設等利用給付２号・３号認定」とみなして、あらためて通知します。

ただし、「教育・保育給付２号・３号認定」を受けて、おおむね半年程度経過している場合には、現在の状況を確認するために子育てのための施設等利用給付認定申請書（保育の必要性がわかる書類含む）の提出を求めることがあります。

13 認可外保育施設利用者助成制度



市内の認可保育所等（P.7～10）の入所待機中に認可外保育施設を利用されている方を対象に、保育料の一部を助成しています。※翌年度以降、制度が変更になる場合がありますので、利用予定のある方は保育課までご相談ください。

（１）補助対象となる方（下記の条件すべてに該当する方）

① 市内に居住している
■施設の利用日時点で茅ヶ崎市に住民票を置いてあること
② 市内の認可保育所等への入所を希望し、申請しているが入所できず、 <u>やむを得ず</u> 入所待機となっている
■市内の認可保育所等の入所審査の対象となっている
■認可保育所等の申請が期限切れとなって入所審査対象から除かれている月、認可保育所等の内定を辞退した月、「①教育・保育給付（変更）申請書」の「入所意思の選択」で「B. 希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい」を選択している場合、求職活動中及び育児休業中は補助対象外
■湘南ライフタウン堤地区（堤１～110番地）にお住まいで、藤沢市の認可保育所等を待機している方は対象となる場合があります
③ 保育の必要性事由（P.1 参照）のいずれかに該当している
■求職中・育児休業中は除く
④ 認可外保育施設と月極契約をしている（茅ヶ崎市以外の認可外保育施設でも対象）
■ <u>補助対象外</u> となる施設・事業
一時預かり、事業所内保育の従業員枠、院内保育園、幼稚園類似施設（届出対象施設の幼稚園を含む）、企業主導型保育（地域枠・企業枠）
⑤ 認可外保育施設の保育料を滞りなく納付している
⑥ 0歳児から2歳児クラスまでの市民税課税世帯（幼児教育・保育の無償化対象者と重複しない）
■当該年度の4月1日時点で2歳までの児童（4月2日以降に誕生日を迎え満3歳に達しても、年度中は補助対象）

（２）補助金額

対象児童1人につき、認可外保育施設の現に支払っている保育料と月額5,000円のいずれか少ない金額。

補助金額は、申請書類を審査後、決定通知を郵送いたします。

認可外保育施設の保育料は、基本額（給食費込）のみで、おやつ代や延長保育代は含みません。

（３）申請方法

必要書類 市ホームページから取得可 	① 補助金交付申請書 ② 在籍証明書兼保育料納入済証明書（利用している認可外保育施設が記入） ③ 就労証明書、診断書等の保育の必要性を証明するもの（必要に応じて提出を依頼します） ※①、②について、児童1人につき1枚書類が必要 ※②は認可外保育施設が記載したもののみが有効（必ず施設へ記載を依頼してください）
申請受付期間	■ 令和6年度前期（令和6年4月～令和6年9月分）：令和6年11月29日（金）消印有効 ■ 令和6年度後期（令和6年10月～令和7年3月分）：令和7年3月31日（月）消印有効 ■ 認可保育所等への入所や市外転出などで、年度途中に認可外保育施設を退園した場合は、随時申請を受付
申請先	保育課 ※郵送可（消印有効）

14 休日等保育



一時預かり事業として休日等保育を実施しています。認可保育所等は通常平日（土曜日を含みます）の利用となりますが、（２）の利用条件をいずれも満たすお子さんは休日等（日曜日、祝日及び年末）においても認可保育所等が利用できます。なお、休日等保育については年度毎の登録、申請書提出が必要となります。

（１）実施施設・利用料金等

実施施設	鶴が台保育園 茅ヶ崎市鶴が台１０番８号 TEL 0467-51-0782
実施日	日曜日、祝日、年末（１２月２９日、３０日）
開園時間	７時から１９時まで
保護者負担金	児童 １人につき日額３,５００円 利用日当日、現金でお支払いください。
昼食	各自、弁当及び水筒※を持参してください。 ※０歳児で離乳が終了していない場合は、必ずミルク・離乳食を多めに持参してください。 ※保育中に不足が無いよう、十分な水分量をお願いします。 ※夏期は特に消費量が多いので、多めにお持ちください。
その他	利用当日の持ち物等は市ホームページで確認してください。

（２）利用できる方の条件（下記の条件すべてに該当する方）

- 茅ヶ崎市内の認可保育所等（保育所・地域型保育事業・認定こども園の保育所部分）に在園していること
- 休日等に保護者の就労等により保育の必要性があること。
※就労事由の方は休日等保育用の就労証明書が必要
- 休日等保育の利用月において満６か月以上の就学前児童であること
- 健康で集団生活ができること
- 慣らし保育が終了していること

（３）利用当日の注意

お子さんの体調などによっては、当日であっても利用をお断りすることがあります。

初めて利用される方はアレルギー等を把握するため、当日１５分前に休日保育実施施設に登園し、お子さんの様子を詳しく伝えていただくようにお願いします。

（４）登録・利用方法

初めて利用する方は、利用日の５日前※までに事前登録が必要ですので申請書一式を保育課窓口まで提出してください。

利用登録完了後から利用申請が可能となります。登録は年度ごとに行います。

利用申請は利用日の３日前※までに「休日等保育利用申込書」を市保育課まで提出するか電子申請をしてください。

※締切り日が土曜・日曜・祝日・年末年始の場合は前開庁日まで



休日等保育申請書類はこちら

15 病後児保育



病気の回復期にあるお子さんを、集団保育や家庭での保育が困難な期間に、看護師及び保育士が専用スペースで一時的にお預かりします。

実施場所	中海岸保育園	住所	茅ヶ崎市中海岸 1 - 2 - 4 2
		電話	0 4 6 7 - 5 5 - 9 5 2 6 (病後児保育専用ダイヤル)
対象児童	①市内在住の満 6 か月から小学校 3 年生までのお子さん ②市外在住で市内認可保育所等に在園している満 6 か月以上のお子さん		
利用時間	月曜日から金曜日の 8 時から 1 8 時まで (祝日・年末年始を除く) ※お迎えは 1 7 時 4 5 分まで (お子さんの様子等をお伝えするため、時間に余裕を持ってお越しください)		
利用期間	1 回の利用につき原則 7 日間まで		
利用料金	■ 1 日 2, 0 0 0 円 ※生活保護世帯及び市県民税非課税世帯は減免制度があります。 ■ 給食・おやつ代は別途 (4 5 0 円) ■ 認可保育所等に在園していないお子さんの利用料金は、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。詳細は P.27、P.32 を参照してください。		
利用方法	①事前登録	1. 中海岸保育園で登録をします。来園時は、事前にお電話でご予約ください。 ※登録前に「案内パンフレット」及び「ご利用にあたっての重要事項」 (市ホームページ「病後児保育」掲載)を必ずご確認ください。 2. 予約日時にお越しください。利用に関する説明を行います。(所要時間 1 時間程度) 必要書類 (下記参照) の提出をお願いします。	
	②利用予約	■ 電話で予約してください (受付時間 8 時から 1 8 時まで) ■ 予約は利用希望日の 2 日前から可能です	
	③受診	かかりつけ医の診察を受け「医師連絡票」の記入を依頼してください。 ※医師連絡票はご自身でかかりつけ医にお持ちくださるようお願いいたします。	
	④利用当日	■ 必要書類 (下記参照) と持ち物 (「案内パンフレット」参照) を揃えてお越しください ■ キャンセルする場合は、なるべく早めにお電話でご連絡ください	
必要書類	①登録	登録届	
	②利用予約	無し	
	③受診	医師連絡票 ■ 保険診療の自己負担 (就学前 500 円、就学後 750 円) があります。ただし、「小児医療証」や「親福祉医療証」など医療費助成制度に基づく医療証を交付されているお子さんは、自己負担はありません。 ■ 医師連絡票の記入が保険診療となるのは月 1 回のみです。ご注意ください。	
	④利用当日	■ 医師連絡票 (医師が記入済みのもの) ■ 利用申請書 ■ 個人記録	
その他	1. 利用可能な疾患など、詳細は中海岸保育園へお問い合わせください。 2. 定員に達している場合やお子さんの症状によっては、お預かりできない場合もあります。 あらかじめご了承ください。		





16 一時預かり事業



保護者の出産、病気、就労、就学などのほかりフレッシュなど、理由を問わず一時的に保育が必要となる場合にお子さんをお預かりします。受入月齢を満たしていれば、市内の認可保育所等に在園していなくても利用可能です。

一時預かりを利用するには、各実施施設での事前登録が必要です。利用料金や給食・おやつ提供について市ホームページに一覧を掲載しております。その他の詳細や登録方法等は各実施施設にお問い合わせください。

なお、子育てのための施設等利用給付認定（P.32）を受けると利用料金を無償化の対象とすることができます。



一時預かり事業
のくわしい情報
はこちらから確
認できます。

一時預かり実施施設一覧

令和6年7月時点の情報です。最新は各施設にお問い合わせください。

施設名	対象年齢	無償化 対象有無	施設名	対象年齢	無償化 対象有無
浜見平保育園	6か月～就学前	○	さくら保育ルーム	3か月～2歳児クラス	×
中海岸保育園	6か月～就学前	○	ぼとふ茅ヶ崎保育園	6か月～就学前	○
なぎさ保育園	6か月～就学前	○	よちよち保育室	6か月～就学前 ※0～2歳児クラスが中心	○
フィートリッチ・フィールズ・緑が浜	6か月～就学前	○	おひさまキッズアカデミー	1歳児クラス～2歳児クラス	○
萩園愛児園	6か月～就学前	○	サクラフェリーチェ保育園・辻堂	1歳児クラス～2歳児クラス	○
なぎさ第二保育園	6か月～2歳児クラス	○	鶴嶺フェルマータ保育園	6か月～就学前	○
うーたん保育園	6か月～就学前	○	とまとさんの保育室	生後6週～就学前	○
すまいるステーション保育園	6か月～就学前	○	メリー★ポピンズ ラスカ茅ヶ崎ルーム	6か月～就学前	○
マミー保育園茅ヶ崎	1歳児クラス～就学前	○	あおぞら輝き保育園	2歳児クラス～就学前	○
松浪れいらに保育園	6か月～就学前	○	Thank youキッズ保育園	1歳児クラス～2歳児クラス	○
ことりの詩保育園	6か月～就学前	○	鶴嶺くじら小規模保育園	6か月～2歳児クラス	○
茅ヶ崎ひよこ保育園	6か月～就学前	○	朝日ルート1保育園	1歳児クラス～就学前	○
ピノキオ幼児舎茅ヶ崎保育園	6か月～就学前	○	Thank you (企業主導型)	満1歳～就学前	○
松林こころえん	6か月～就学前	○	マザーグース保育ルーム Baby&Kids (企業主導型)	6か月～就学前	×
わかまつキッズROOM	1歳児クラス～2歳児クラス	○	S.Y.G Kram-Skolan (企業主導型)	1歳児クラス～就学前	×
マザーグース保育ルーム	57日～2歳児クラス	○	おひさま保育舎 (認可外)	8か月～就学前	○
HANA I みらい愛育園 赤松町	1歳児クラス～2歳児クラス	○	たんぼぼルーム (認可外)	生後6週～就学前	○
ミラツ湘南茅ヶ崎保育園	57日～就学前	○	ひばりほいく (認可外)	2か月～就学前	○
ゆうゆう保育園	3か月～2歳児クラス	○	めもか保育ルーム (認可外)	2か月～2歳児 (3歳未満児)	○
ピノキオ幼児舎辻堂園	1歳児クラス～2歳児クラス	○	キッズガーデンCoppice (認可外)	生後6週～小学生	○
MIRATZ湘南辻堂保育園	2歳児クラス	○	ゆめの木ほいくえん ※R7.4新規開園	1歳児クラス～2歳児クラス	※
※無償化対象の登録申請中のため、施設に直接お問い合わせください。			キッズプレイス辻堂 ※R7.4新規開園	1歳児クラス～2歳児クラス	※

17 認可保育所等に在園中のルール



在園中の提出書類は
こちらからダウンロード可

入所後に守っていただきたいルールやマナーについてご確認ください。

預けていいのはどんなとき？

認定された保育の必要事由によりご自宅等で保育ができないときにお子さんを保育します。
仕事がお休みの日などは、原則、預けることはできません。
※みなさまが利用する時間に合わせて、保育士の配置調整を行っています。
保育課で認定している保育の必要事由以外で保育が必要になった場合は、施設にご相談ください。

入所継続するための要件は？

月 64 時間以上の就労等の保育の必要事由 (P.1) を継続することが必要です。要件を満たすことができない場合は、原則退園となります。「就労時間が短くなった」、「就労先が変わった」、「求職活動をする」などの変更は早めにご相談ください。
※就労事由の場合、雇用契約の月の就労合計時間（休憩含む）で判断します。
※就学、介護・看護など他の事由の場合も同様です。

仕事を転職・退職することになった

入所後に退職したなどで保育の必要事由がなくなり、保育の必要性がないと判断されると退園となります。また、就労時間の変更等により保育必要量や保育料などが変更になる場合があります。転職の際は新しい就労先の「就労証明書」を提出してください。
求職活動、開業準備に入る際には「求職活動誓約書 兼 起業準備状況申告書」をご提出ください。

出産予定・育休取得予定がある

出産することになった場合は「出産予定連絡票」を提出してください。
出産後に復職する、または育児休業を取得中も入所継続を希望するなど、状況に応じて必要な手続きが異なります。
入所申請後においても、出産予定がある場合や出産予定が分かった場合は「出産予定連絡票」をご提出ください。

一緒に暮らす人が変わった

一緒に暮らしている人が変わると、保育料の金額や副食費の免除の判定にかかわる場合があります。変更があった時期によっては、認定内容等をさかのぼり、変更決定する場合があります。世帯構成に変更がある場合は「住所・世帯等変更届」を提出してください。
在園中に下のお子さんが生まれる場合 (P.38)、婚姻・離婚をされる場合は他にも提出書類があるため保育課に連絡してください。

お子さんの送迎時のマナー

他の利用者や近隣の方のご迷惑にならないよう、自転車や自動車は所定の場所に停めてください。なお、駐車場のない施設の場合は、自動車での送迎はご遠慮ください。路上駐車は禁止です。
※地域の方より、送迎時等の利用者のマナーについてご意見をいただくことがあります。交通ルール等を守り、近隣の方に配慮して施設をご利用ください。交通規則を違反するなど、警察に通報されても市・施設は責任を負いかねます。

「いつもと違う」ときは報・連・相！

①「報告！」お子さんの様子がいつもと違うとき

保護者の方が「いつもと違う」と感じたら、登園時に必ずお知らせください。お子さんの体調不良等により、早めにお迎えをお願いする場合などがあります。

②「連絡！」送迎する方・時間がいつもと違うとき

なるべく早めに、前もってご連絡ください。連絡がなく、送迎時間や送迎者がいつもと違う場合、送迎者の確認や、1日の保育内容の調整、帰りの身支度等の準備などに時間がかかってしまいます。

③「相談！」保育の必要事由が変わったとき

なるべく早めに施設や保育課までご相談ください。保育料変更などのお知らせが遅れてしまうことや、保育の必要性がなくなった場合は退園となることもあります。

18 在園中に下の子が生まれることになったとき



(1) 育児休業に伴う入所継続制度とは

就労事由の方の育児休業中は、保護者が育児のため家庭で過ごし、お子さんを自宅で保育することが可能と判断されるため、在園児は原則退園となります。しかし、在園しているお子さんの環境に配慮し、児童福祉の観点から必要があると認める場合に、育児休業の対象となっている生まれたお子さんが1歳になる日の月末まで継続入所を認めています。

なお、育児休業の対象となっている子が認可保育所等の入所を申請し、「やむを得ず待機」となり育児休業を延長する場合には、満2歳になる日が属する月末まで継続入所が可能です。

保護者のうち、いずれか一方が育児休業の要件となる場合には「短時間」認定（8時30分から16時30分まで）に変更となり、「短時間」の枠を超えて利用した場合は延長料金が発生しますのでご注意ください。

『母』が育児休業を取得する→出産日の8週間後の翌日を含む月の翌月1日から育児休業要件

『父』が育児休業を取得する→育児休業取得の翌月1日から育児休業要件（1か月を超える場合）月初から取得する場合は当月1日^{ついたち}から

(2) 入所継続のための提出書類

保育課に以下の書類を提出してください。

出産予定が分かった	⑨－1 出産予定連絡票（教育・保育給付認定用）
お子さんが生まれ、産休終了後すぐに復職する	出生届兼育児休業に伴う認可保育所等入所継続届、復職済証明書
お子さんが生まれ、育児休業を取得する	出生届兼育児休業に伴う認可保育所等入所継続届、③就労証明書
生まれたお子さんが1歳になる	生まれたお子さんの認可保育所等入所申請書類一式 ※「①教育・保育給付（変更）申請書」の「入所意思の選択」の「B」は選択不可
育児休業から復職する	復職済証明書

(3) 制度を利用する際の注意点

- 「育児休業給付金の延長」と「育児休業中の入所継続の延長」のために申請が必要な時期は異なります。
育児休業給付金の受給については、就労先または所管のハローワークにご確認ください。
- 生まれたお子さんの入所申請を取り下げた場合、または入所申請時に「①教育・保育給付（変更）申請書」の入所意思の選択を『B.希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整点数が下がってもよい』とした場合は、育児休業に伴う保育所等入所継続制度を利用している在園児童は退園となります。
- 在園施設の退園届を提出しながら、他の認可保育所等の再申請をして入所になった場合は、新しい施設では入所継続制度利用はできません。入所の翌月10日までの復職が必要となります。
- 育休の対象となるお子さんが満1歳を迎えた日の属する月の翌月時点で5歳児クラスに在籍する児童は、児童福祉の観点から、育休の対象となるお子さんの認可保育所等の入所申請の有無に関わらず、卒園まで入所継続可とします。

(4) 地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）・家庭的保育事業）に在園の方

● 卒園後に連携園を希望する方

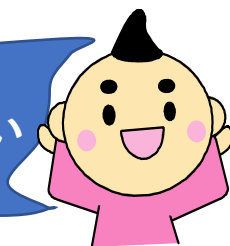
連携入所後も「育児休業中の在園児の継続入所」が可能となります。

● 連携園が設定されていない・卒園後連携園を希望しない方

3歳児クラス以降も保育を希望する場合、翌年4月の入所申請が必要です。切れ目なく4月に認可保育所等に入所となった場合は「育児休業中の在園児の継続入所」が可能です。



19 認可保育所等の適正利用にご協力ください



〇●ご家族でお子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう●〇

認可保育所等は、保護者が就労や疾病などによりご家庭での保育が困難なお子様を保護者の方に代わって保育する場所です。ご家庭で保育ができるときは、ご家族でお子さんと一緒に過ごしましょう。

家族で会話をしたり、スキンシップをとったりすることで、家庭での基本的なコミュニケーションや生活習慣が身につき、お子さんの心や情緒が安定することにつながります。

※3歳児クラス以降は、お休みの日はご家庭での保育を基本とした上で、集団生活を通して人間関係の基礎となる社会性を育む観点から、日中の時間帯（概ね平日9時～16時）の利用はお子さんの体調や情緒を考慮した上で、認可保育所等と相談いただいて構いません。

認可保育所等は、認定された保育の必要事由以外の理由で利用することは原則できません。
また、保育必要量（標準時間11時間・短時間8時間）は最長時間であり、実際に利用できる時間は保育が必要な時間のみです。

つきましては、保育所等の利用にあたり、以下の点を改めてご確認ください。

◇就労要件の方◇

休憩時間、通勤時間を考慮した就労時間が保育所等を利用できる時間となります。

●お仕事がお休みの日

→保護者のうち1人でもお休みの場合は原則として家庭保育となります。

●保護者の出退勤時間に差がある場合

→出勤が遅い方がお子さんを送り、退勤が早い方がお迎えにきてください。

◇求職活動中の方◇

求職に伴う外出がない日は、ご家庭でお子さんと一緒に過ごしましょう。



●お子さんの送迎時のマナーについて

他の利用者や近隣の方のご迷惑にならないよう、自転車や自動車は所定の場所に停めてください。なお、駐車場がない場合は自動車での送迎はご遠慮ください。

※地域の方から、送迎時のマナーについてご意見をいただくことがあります。
交通ルール等を守ってご利用ください。



保育所等のご利用について、お困りのことやお悩みのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

◆茅ヶ崎市こども育成部保育課（認定給付担当）◆

電話 0467-81-7172（直通）

✕ €

茅ヶ崎市ホームページ
保育園の最新情報はこちら



ちがさき子育て応援サイト
保育園・幼稚園のページ



問合せ先

茅ヶ崎市こども育成部 保育課（認定給付担当）

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1-1

電話 0467-81-7172（直通）

発行 令和6年9月11日

（令和6年12月26日修正版）